

- 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
I ～ V （略）	I ～ V （略）
（別紙1）～（別紙22） （略）	（別紙1）～（別紙22） （略）
（別表1）・（別表2） （略）	（別表1）・（別表2） （略）
（様式第1号）～（様式第4号） （略）	（様式第1号）～（様式第4号） （略）
<u>（様式第5号）削除</u>	<u>（様式第5号）経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書</u>
（様式第6号） （略）	（様式第6号） （略）
（様式第7号） <u>水田活用直接支払交付金</u> の交付申請者別作付面積確認結果	（様式第7号） <u>経営所得安定対策等交付金</u> の交付申請者別作付面積確認結果報告書
（様式第8号）～（様式第11-1号） （略）	（様式第8号）～（様式第11-1号） （略）
（様式第11-2号） <u>「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」</u>	（様式第11-2号） <u>水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書</u>
（様式第11-3号）～（様式第11-12号） （略）	（様式第11-3号）～（様式第11-12号） （略）
（様式第12-1号） <u>品位等区分</u> の確認に関する申出書	（様式第12-1号） <u>品位等分</u> の確認に関する申出書
（様式第12-2号） <u>品位等区分</u> の確認に係る承諾書	（様式第12-2号） <u>品位等分</u> の確認に係る承諾書
（様式第12-3号-①）～（様式第16-4号） （略）	（様式第12-3号-①）～（様式第16-4号） （略）
（参考様式1）基準単収を大きく下回ったこと <u>（収量が相当程度低くなったこと）</u> の理由書	（参考様式1）基準単収を大きく下回ったこと <u>の理由書</u>
（参考様式2）～（参考様式5） （略）	（参考様式2）～（参考様式5） （略）
<u>（参考様式6）削除</u>	<u>（参考様式6）交付対象作物の収量が相当程度低いことについて</u>
（参考様式7） （略）	（参考様式7） （略）

(参考様式 8) 交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表

I・II (略)

III 交付申請手続

1 (略)

2 交付申請書・営農計画書の提出

(1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の5の（1）の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、変更後の営農計画書を、生産年の8月20日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第1号別紙）により次の事項に誓約していただきます。

①・② (略)

③ 以下の場合には、交付金が交付されないこと又は交付金を返還することに異存はないこと。

ア・イ (略)

(新設)

I・II (略)

III 交付申請手続

1 (略)

2 交付申請書・営農計画書の提出

(1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第1号別紙）により次の事項に誓約していただきます。

①・② (略)

③ 以下の場合には、交付金が交付されないこと又は交付金を返還することに異存はないこと。

ア・イ (略)

ウ 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等（以下「適切な生産」といいます。）が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

エ・オ （略）

④ 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存はないこと。

(2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稻用途別作付面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稻の作付けを行う場合、主食用水稻以外の作物は二毛作として扱います。

(注) （略）

(3) （略）

ウ 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等（以下「適切な生産」といいます。）が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

エ・オ （略）

(新設)

(2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稻用途別作付面積、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の生産予定面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稻の作付けを行う場合、主食用水稻以外の作物は二毛作として扱います。

(注) （略）

(3) （略）

(4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① (略)

② ブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」（様式第3号。以下「交付金振込口座届出書兼委任状」といいます。）

また、前年度までに経営所得安定対策等に参加していなかった者及び参加していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、「交付金振込口座届出書兼委任状」（様式第3号）又は振込口座の通帳表紙裏ページの写し等の口座情報が確認できる書類のいずれか

③・④ (略)

(5) 環境との調和に関する要件

本対策は、農業の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手等の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象

(4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① (略)

② 前年度までに経営所得安定対策等に参加していなかった者、参加していた者のうち振込口座を変更する必要がある者及びブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」（様式第3号。以下「交付金振込口座届出書兼委任状」といいます。）

③・④ (略)

(新設)

者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。

具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていることとします。

また、交付対象者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境と調和のとれた農業生産を実施したかどうかの確認を行うこととします。

3 申請書類の受付

(1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書並びに2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、

- ① 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の6月30日までに
- ② 水田活用直接支払交付金のみの交付申請者の分については、生産年の7月31日までに

以下を地方農政局等に提出します。

ア 交付申請書及びその基礎データ

イ 営農計画書の基礎データ

ウ 2の(4)により追加で提出された書類

ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の5

3 申請書類の受付

(1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書の写し、2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、

- ① 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の6月30日までに
- ② 水田活用直接支払交付金のみの交付申請者の分については、生産年の7月31日までに

その基礎データと併せて、地方農政局等に提出します。

(新設)

(新設)

(新設)

の（１）の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、地域農業再生協議会は、変更後のイを、原則として生産年の８月20日までに、地方農政局等に提出します。

（削る。）

（２） （略）

（３） 地方農政局等は、交付金振込口座届出書等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することにします。

交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除きます。）に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。

（４） （略）

IV 各種交付金の手続等

第１ 経営所得安定対策

１ 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

（１） 交付対象者

① （略）

（２） 地域農業再生協議会は、生産年の７月１日現在の交付申請者ごとの営農計画書等の内容を「経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書」（様式第５号）に取りまとめて、生産年の７月31日までに地方農政局等に報告してください。

（３） （略）

（４） 地方農政局等は、交付金振込口座届出書等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することにします。

交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除きます。）に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等に提出してください。

（５） （略）

IV 各種交付金の手続等

第１ 経営所得安定対策

１ 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

（１） 交付対象者

① （略）

② 農地の有効利用に関する要件
(削る。)

ア (略)

イ アの(ア)又は(イ)の田又は畑の面積に関し、
(ア)・(イ) (略)

ウ アの(ア)の田又は畑の面積であっても、
(ア) (略)

(イ) 当該農作業委託契約における受託者がアの(イ)の田
又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、
(ウ) (略)

③ (略)

(2) 畑作物の直接支払交付金

① (略)

② 数量払

ア 交付申請手続

(ア) (略)

(イ) は種前契約書等の提出

② 環境との調和及び農地の有効利用に関する要件

ア 本対策は、農業の生産活動を長期的に持続させること
を前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、
食料の安定供給を確保しようとするものであることから、
交付対象者は、環境と調和のとれた農業生産の基準
を遵守していることが必要です。

具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関
する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に
関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事
項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが
点検を行っていることとします。

イ (略)

ウ イの(ア)又は(イ)の田又は畑の面積に関し、
(ア)・(イ) (略)

エ イの(ア)の田又は畑の面積であっても、
(ア) (略)

(イ) 当該農作業委託契約における受託者がイの(イ)の田
又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、
(ウ) (略)

③ (略)

(2) 畑作物の直接支払交付金

① (略)

② 数量払

ア 交付申請手続

(ア) (略)

(イ) は種前契約書等の提出

(略)

(注 1) (略)

(注 2) 交付申請者と当該交付申請者の対象畑作物の
販売先である需要者が実質的に同一の者とみな
される等の場合(代表者、事務所の所在地、構成
員が同一である等)は、自家加工販売の場合に準
じた手続が必要です(エ)においても同じです)。

(ウ) 確定申告書等の提出

免税事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第
9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が
免除される事業者をいいます。以下同じです。)向け
単価を申請する交付申請者においては、免税事業者
向け単価を適用するための確認に必要な書類とし
て、以下の書類を交付申請書に添付することとしま
す。

a・b (略)

c 人格なき社団を含む法人(以下「法人等」といいま
す。d・eの場合を除きます。)にあつては、交付申請年
の6月末時点の事業年度の前々事業年度における売
上高が1千万円以下であることを確認できる書類(交
付申請年の6月末時点の事業年度の前々事業年度に
おける「各事業年度の所得に係る(確定)申告書(別
表1)」の写しなど)

d・e (略)

(略)

(注 1) (略)

(注 2) 交付申請者と当該交付申請者の対象畑作物の
販売先である需要者が実質的に同一の者とみな
される等の場合(代表者、事務所の所在地、構成
員が同一である等)は、自家加工販売の場合に準
じた手続が必要です(エの a)においても同じで
す)。

(ウ) 確定申告書等の提出

免税事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第
9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が
免除される事業者をいいます。以下同じです。)向け
単価を申請する交付申請者においては、免税事業者
向け単価を適用するための確認に必要な書類とし
て、以下の書類を交付申請書に添付することとしま
す。

a・b (略)

c 人格なき社団を含む法人(以下「法人等」といいま
す。d・eの場合を除きます。)にあつては、交付申請年
の6月末時点の事業年度の前々事業年度における売
上高が1千万円以下であることを確認できる書類(交
付申請年の6月末時点の事業年度の前々事業年度お
ける「各事業年度の所得に係る(確定)申告書(別表
1)」の写しなど)

d・e (略)

(エ) 品質区分別生産量の報告（交付申請手続）

交付申請者は、対象畑作物のうち、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ及びなたねについては、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、大豆及びそばについては、生産年の7月1日から翌年の4月30日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第9－1号。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類等の写しなど）を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、販売伝票等が10枚以上ある交付申請者は、原則、「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式8）を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。ただし、登録検査機関や実需者等からの数量証明等がある場合は、これに代えることができます。

また、数量払の交付申請については、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば（おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おおむね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば）に係る二作分の面積払の交付金の交付を分割して受給した交付申請者

(エ) 品質区分別生産量の報告（交付申請手続）

交付申請者は、対象畑作物のうち、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ及びなたねについては、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、大豆及びそばについては、生産年の7月1日から翌年の4月30日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第9－1号。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類等の写しなど）を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

この場合、数量払の交付申請は、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば（おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おおむね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば）に係る二作分の面積払の交付金の交付を分割して受給した交付申請者

にあつては、夏そばと秋そばを分割して、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

面積払を申請した交付申請者は、品質区分別生産量の多少にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出してください（品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。）。

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データ（地方農政局等が定める形式とします。）と併せて、地方農政局等に提出します。

（注１）～（注４） （略）

イ～エ （略）

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払については、②のアの(ア)の交付申請の申出を行ってれば、交付申請を行ったものとみなされます。

ただし、面積払の交付を辞退する場合は、「面積払の申請」の回答欄の「しない」に✓を付けてください。

また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付の希望」の回答欄の「する」に✓を付けてください。

にあつては、夏そばと秋そばを分割して、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

面積払を申請した交付申請者は、品質区分別生産量にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出してください（品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。）。

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データ（地方農政局等が定める形式とします。）と併せて、地方農政局等に提出します。

（注１）～（注４） （略）

イ～エ （略）

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払については、②のアの(ア)の交付申請の申出を行ってれば、交付申請を行ったものとみなされます。

ただし、面積払の交付を辞退する場合は、「面積払の申請」の回答欄の「しない」に○を付けてください。

イ 営農計画書の作成

面積払の交付申請者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

ウ 作付面積の確認等

(ア) (略)

(イ) 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象畑作物に係る作付面積、作付状況等を確認します。

(ウ) (略)

(エ) 地域農業再生協議会は、(イ)及び(ウ)の確認が終わり次第、確認結果を取りまとめ、原則として、「畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書」(様式第6号。以下「作付面積確認報告書」といいます。)の各項目の基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)を地方農政局等に報告します。

その際、作付面積は、対象畑作物ごとに分割して報

イ 営農計画書の作成

面積払の交付申請者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載するとともに、「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積」に対象畑作物ごとの作付面積の合計を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付を希望する」の回答欄の「する」に○を付けてください(一部の品目のみ希望する場合は、「収穫後交付希望作物名」の回答欄に希望する対象畑作物名を記入してください。)。

ウ 作付面積の確認等

(ア) (略)

(イ) 地域農業再生協議会は、地方農政局等と連携の上、交付申請者の営農計画書に基づき、対象畑作物に係る作付面積、作付状況等を確認します。

(ウ) (略)

(エ) 地域農業再生協議会は、(イ)及び(ウ)の確認が終わり次第、確認結果を「畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書」(様式第6号。以下「作付面積確認報告書」といいます。)に取りまとめて、その基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)とともに、地方農政局等に報告します。

その際、作付面積は、対象畑作物ごとに分割して報

告することができるものとします。

エ (略)

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) (略)

(イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された対象畑作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.63）を乗じたものを交付対象面積とします。

(注) (略)

(ウ)～(オ) (略)

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ア) (略)

(イ) 面積払の交付決定を受けた交付申請者及びオの(オ)に該当する交付申請者は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量の合計を当該対象畑作物に係る面積払の交付対象面積（又はイにより営農計画書に記載した対象畑作物の作付面積の合計）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たない場合には、面積払の対象とはならず、

告することができるものとします。

エ (略)

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) (略)

(イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された対象畑作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.64）を乗じたものを交付対象面積とします。

(注) (略)

(ウ)～(オ) (略)

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ア) (略)

(イ) 面積払の交付決定を受けた交付申請者及びオの(オ)に該当する交付申請者は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量の合計を当該対象畑作物に係る面積払の交付対象面積（又はイにおいて営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たない場合には、面積払の対象とはならず、交付済みの面

交付済みの面積払の交付金については返還していただく、又は交付申請中の面積払については交付しないこととします。

- (ウ) ただし、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書（参考様式1。以下「理由書」といいます。）及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの理由として自然災害、気候変動の影響その他合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、(イ)の規定にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

(注) 自然災害等により地域全体や複数の農業者における当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の交付申請者の理由書の提出に代えることができるものとします。

- (エ) 上記(ウ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害、気候変動の影響等の交付申請者にとって不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見

積払の交付金については返還していただく、又は交付申請中の面積払については交付しないこととします。

- (ウ) ただし、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書（参考様式1。以下「理由書」といいます。）及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの理由として自然災害その他合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、(イ)の規定にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

(注) 自然災害等により地域全体で当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の交付申請者の理由書の提出に代えることができるものとします。

- (エ) 上記(ウ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の交付申請者にとって不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれることが必要で

込まれる必要があります。)をいいます。

このため、以下のa～eのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

a 自然災害又は気候変動の影響が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害又は気候変動の影響による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

b～e （略）

(ウ) 上記(ウ)における証拠書類については、上記(エ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下のa～dのすべてを提出することが必要です。

また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類（自然災害又は気候変動の影響が要因である場合には、農作物共済・畑作物共済における共済金の支払額に係る支払書類等）

b～d （略）

(カ) 上記(ウ)の規定に該当する場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行う

す。)をいいます。

このため、以下のa～eのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

a 自然災害が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

b～e （略）

(ウ) 上記(ウ)における証拠書類については、上記(エ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下のa～dのすべてを提出することが必要です。

また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済・畑作物共済における共済金の支払額に係る支払書類等）

b～d （略）

(カ) 上記(ウ)の規定に該当する場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行う

こととします。

なお、同一の交付申請者において、3年以上連続して同一品目における理由書（自然災害又は気候変動の影響が要因であるものは除きます。）が提出された場合には、原則として改善指導を行う対象とします。

(キ) (略)

(3) 収入減少影響緩和交付金

① (略)

② 交付申請手続

ア 交付申請及び積立金の納付

(ア) (略)

(イ) 生産予定面積

当年産において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと）の生産予定面積は、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により対象作物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。）の区分ごとの面積（集落営農であってその構成員に収入減少影響緩和交付金の対象作物について農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る面積を除きます。）とします。

こととします。

(キ) (略)

(3) 収入減少影響緩和交付金

① (略)

② 交付申請手続

ア 交付申請及び積立金の納付

(ア) (略)

(イ) 生産予定面積

当年産において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと）の生産予定面積は、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により対象作物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。）の区分ごとの面積（集落営農であつてその構成員に農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る面積を除きます。）とします。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合又は農林水産大臣若しくは地方農政局長若しくは都道府県知事から認定を受けている場合にあつては、主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。）
- b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村
- c その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。）

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ウ)～(オ) (略)

イ 交付申請

(ア) (略)

(イ) 生産実績数量

積立申出者は、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10－1号)に当年において生産した全ての対象作物の種類ごとに、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合又は農林水産大臣若しくは地方農政局長若しくは都道府県知事から認定を受けている場合にあつては、主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。）
- b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村
- c その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。）

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ウ)～(オ) (略)

イ 交付申請

(ア) (略)

(イ) 生産実績数量

積立申出者は、「収入減少緩和交付金の交付申請書」(様式第10－1号)に当年において生産した全ての対象作物の種類ごとに、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定

類」に定める全ての生産実績数量を記載します。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村
 - b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村
 - c その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村
- が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数量とします。

(注) (略)

ウ 積立金の確定

地方農政局等は、イにより提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10-1号)及び別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の3に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ・オ (略)

カ その他

当年積立額を納付した場合であって、事情により交付申請ができなかった場合の積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。

ただし、当該積立金の返納の申出をした場合又は翌年産の積立金の積立ての申出をしなかった場合を除きます。

める全ての生産実績数量を記載します。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村
- b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村
- c その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数量とします。

(注) (略)

ウ 積立金の確定

地方農政局等は、イにより提出された「収入減少影響緩和の交付申請書」(様式第10-1号)及び別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の3に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ・オ (略)

カ その他

当年積立額を納付した場合であって、交付申請をしなかった場合の積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。

ただし、当該積立金の返納の申出をした場合又は翌年産の積立金の積立ての申出をしなかった場合を除きます。

第2 水田活用直接支払交付金

1 水田活用の直接支払交付金

(1) ～ (3) (略)

(4) 交付申請手続等

① 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付け、「水田活用の直接支払交付金」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

② 出荷・販売の実績報告等

ア (略)

イ 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、生産年の翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」（様式第11－2号。以下「飼料用米等の数量報告書」

第2 水田活用直接支払交付金

1 水田活用の直接支払交付金

(1) ～ (3) (略)

(4) 交付申請手続等

① 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用の直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

② 出荷・販売の実績報告等

ア (略)

イ 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、生産年の翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」（様式第11－2号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、農産物

といいます。)を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写し又は当該数量を確認できる書類を添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(注) 農産物検査によらない方法で数量確認を行った交付申請者は、当該数量を確認できる書類として、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第2の2の(2)に定める品質基準(以下「適合品位」といいます。)に相当するものと認められるものであることが客観的に確認できる販売伝票の写し等を提出する必要があります。なお、販売伝票等に記載された適合品位に相当するものと認められる根拠となる書類は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

(5) 作付面積の確認等

①・② (略)

③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、速やかに確認結果を取りまとめ、原則として、「水田活用直接支払交付金」の交付申請者別作付面積確認結果報告書(様式第7号)の各項目の基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)を地方農政局等に報告します。

(注) (略)

④～⑥ (略)

(6) 交付単価等

① 戦略作物助成

ア (略)

イ 飼料用米及び米粉用米の交付単価は、その10a 当たり交

検査結果通知書等の写し又は当該数量を確認できる書類を添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(注) 農産物検査によらない方法で数量確認を行った交付申請者は、当該数量を確認できる書類として、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知) 別紙2の別添1の2に定める品位(以下「適合品位」といいます。)に相当するものと認められるものであることが客観的に確認できる販売伝票の写し等を提出する必要があります。なお、販売伝票等に記載された適合品位に相当するものと認められる根拠となる書類は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

(5) 作付面積の確認等

①・② (略)

③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、速やかに確認結果を「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)に取りまとめて、その基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)とともに、地方農政局等に報告します。

(注) (略)

④～⑥ (略)

(6) 交付単価等

① 戦略作物助成

ア (略)

イ 飼料用米及び米粉用米の交付単価は、その10a 当たり交

付対象数量（注１）について、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）から（ウ）までに定める単価とします。

- （ア） （略）
- （イ） 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の３に定める品種（以下「多収品種」といいます。）の飼料用米及び米粉用米は、10a 当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg～（標準単収値＋150）kgの場合 $80,000\text{円}/10a + 25,000\text{円}/150\text{kg} \times (10a \text{ 当たり交付対象数量} - \text{標準単収値})$ で算定された単価（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の３に定める多収品種以外（以下「一般品種」といいます。）の飼料用米にあつては、70,000円/10a + 15,000円/150kg $\times (10a \text{ 当たり交付対象数量} - \text{標準単収値})$ で算定された単価）
- （ウ） （標準単収値＋150）kg以上の場合 $105,000\text{円}/10a$ （一般品種の飼料用米にあつては、85,000円/10a）

ただし、地域農業再生協議会は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の１の（２）に定める一括管理方式による出荷を選択した場合、（ア）から（ウ）までの規定にかかわらず、その交付を行う一般品種の飼料用米の10a当たり交付対象数量の単価を一律70,000円/10a（（ア）に該当する場合にあつては、55,000円/10a）に設定することができることとします。当該設定をした地域農業再生協議会は、生産年の６月30日まで

付対象数量（注１）について、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）から（ウ）までに定める単価とします。

- （ア） （略）
- （イ） 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の３に定める品種（以下「多収品種」といいます。）の飼料用米及び米粉用米は、10a 当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg～（標準単収値＋150）kgの場合 $80,000\text{円}/10a + 25,000\text{円}/150\text{kg} \times (10a \text{ 当たり交付対象数量} - \text{標準単収値})$ で算定された単価（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の３に定める多収品種以外（以下「一般品種」といいます。）の飼料用米にあつては、75,000円/10a + 20,000円/150kg $\times (10a \text{ 当たり交付対象数量} - \text{標準単収値})$ で算定された単価）
- （ウ） （標準単収値＋150）kg以上の場合 $105,000\text{円}/10a$ （一般品種の飼料用米にあつては、95,000円/10a）

ただし、地域農業再生協議会は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の２に定める一括管理方式による出荷を選択した場合、（ア）から（ウ）までの規定にかかわらず、その交付を行う一般品種の飼料用米の10a当たり交付対象数量の単価を一律75,000円/10a（（ア）に該当する場合にあつては、55,000円/10a）に設定することができることとします。当該設定をした地域農業再生協議会は、生産年の６月30日までにその旨

にその旨を地方農政局等に報告することとします。

(注1) 10 a 当たり交付対象数量を算定するに当たっては、適合品位に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるもののうち、ふるい上の米を対象とするものとします。この場合において、適合品位に相当するものと認められるものについては、以下のいずれかに限るものとします。

ア 農産物検査によらない方法により、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第2の2の(2)の要件を満たしていることを確認したもの

イ (略)
(略)

(注2) (略)

(注3) 交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり平年収量で除した値（小数点以下切り上げ）とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の10月25日現在の予想収量が公表されて

を地方農政局等に報告することとします。

(注1) 10 a 当たり交付対象数量を算定するに当たっては、適合品位に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるもののうち、ふるい上の米を対象とするものとします。この場合において、適合品位に相当するものと認められるものについては、以下のいずれかに限るものとします。

ア 農産物検査によらない方法により、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の別添1の2の要件を満たしていることを確認したもの

イ (略)
(略)

(注2) (略)

(注3) 交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2の(1)に基づき準用する同要領別紙1の第5の2の(3)の地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり収量をその平年収量で除した値を乗じた値（小数点以下切り上げ）とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の10月25日現在の予想収量が公表されて

いる場合にあつては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふり目1.70mm以上の10 a 当たり平年収量で除した値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

(注4) (略)

(注5) 飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し提出を行った加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は70,000円/10aとします。

(注6) 自然災害等により、10a当たり交付対象数量が標準単収値を下回る場合であつて、以下の①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、当該自然災害等が発生した年産に限り、飼料用米及び米粉用米の交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は70,000円/10aとすることができることとします。

①～③ (略)

ウ (略)

② (略)

いる場合にあつては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を農林水産統計の作柄表示地帯別のふり目1.70mm以上の10 a 当たり平年収量で除した値を乗じた値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

(注4) (略)

(注5) 飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し認定を受けた新規需要米取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は75,000円/10aとします。

(注6) 自然災害等により、10a当たり交付対象数量が標準単収値を下回る場合であつて、以下の①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、当該自然災害等が発生した年産に限り、飼料用米及び米粉用米の交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は75,000円/10aとすることができることとします。

①～③ (略)

ウ (略)

② (略)

③ 畑地化促進助成

ア 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで105,000円/10a（取組後5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合は、以下「高収益作物畑地化支援」、取組後5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合は、以下「その他畑地化支援」といいます。）の交付金を交付します。

イ・ウ （略）

④ （略）

(7)・(8) （略）

(9) 適切な生産の徹底等

① （略）

② 畑作物の直接支払交付金の対象作物にあつては、同交付金の交付申請の有無にかかわらず、第1の1の(2)の③の力の規定に準じて同交付金の交付対象となり得るものが、本交付金の交付対象となります。

③ （略）

④ 飼料作物及びWC S用稲にあつては、各都道府県農業再生協議会等が基準単収や平均単収を定めることとし、それらと比較して収量が2分の1に満たない場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。

⑤ 収量が相当程度低い場合であっても、参考様式1により収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類が提出され、

③ 畑地化促進助成

ア 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで140,000円/10a（取組後5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合は、以下「高収益作物畑地化支援」、取組後5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合は、以下「その他畑地化支援」といいます。）の交付金を交付します。

イ・ウ （略）

④ （略）

(7)・(8) （略）

(9) 適切な生産の徹底等

① （略）

② 畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物にあつては、同交付金の交付申請の有無にかかわらず、第1の1の(2)の③の力の規定に準じて同交付金の交付対象となり得るものが、本交付金の交付対象となります。

③ （略）

④ 飼料作物及びWC S用稲にあつては、各都道府県農業再生協議会等が基準単収や平均単収を定めることとし、それらと比較して明らかに収量が低いと判断する場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。

⑤ 収量が相当程度低い場合であっても、地域農業再生協議会等から報告を受け、参考様式6により地方農政局長等が別に定める期日までに、収量低下が生じたと思われる要因等を記

提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、②から④までの規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1)～(注3) (略)

⑥・⑦ (略)

⑧ 新規需要米及び加工用米の主食用への出荷・販売を防止するため、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）、米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米については、地方農政局長等が、加工用米等取組計画書の受理等に際して、需要者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収を用いて面積換算することにより、これらの米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の需要者等への出荷数量を確認します。

また、生もみを利用する飼料用米及びWC S用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地方農政局等に報告し、地方農政局等が改めて確認します。

2 コメ新市場開拓等促進事業

(1)・(2) (略)

載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類の提出を求め、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、②から④までの規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1)～(注3) (略)

⑥・⑦ (略)

⑧ 新規需要米及び加工用米の主食用への出荷・販売を防止するため、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）、米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米については、地方農政局長等が、新規需要米取組計画及び加工用米取組計画の認定等に際して、需要者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2の(3)及び別紙2の第4の2の(1)において定められた単収を用いて面積換算することにより、これらの米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の需要者等への出荷数量を確認します。

また、生もみを利用する飼料用米及びWC S用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地方農政局等に報告し、地方農政局等が改めて確認します。

2 コメ新市場開拓等促進事業

(1)・(2) (略)

(3) 用語の定義

「2 コメ新市場開拓等促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

①・② (略)

③ 新市場開拓用米

新市場開拓用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

④ 加工用米

加工用米として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

⑤ 米粉用米

米粉用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

(4)～(6) (略)

(7) 予算額の配分等

① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書の内容及び当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。

(3) 用語の定義

「2 コメ新市場開拓等促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

①・② (略)

③ 新市場開拓用米

新市場開拓用として、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産台3578号農林水産省生産局長通知) 別紙2の第4の1に定める新規需要米取組計画の認定を受けたものをいいます。

④ 加工用米

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5に定める加工用米取組計画の認定を受けたものをいいます。

⑤ 米粉用米

米粉用として需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1に定める新規需要米取組計画の認定を受けたものをいいます。

(4)～(6) (略)

(7) 予算額の配分等

① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書について、当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。

②～④ （略）

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、水田（別紙 1 に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいいます。以下同じです。）において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者とします。

（削る。）

（削る。）

② 対象作物

対象とする作物は、水田において主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米又は米粉用米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 4 の 4に該当するものに限りま

③～⑤ （略）

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付け、「コメ新市場開拓等促進事業」に✓を付けた上

②～④ （略）

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、次のア及びイの要件を満たす者とします。

ア 水田（別紙 1 に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいう。以下同じ。）において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者とします。

イ 農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、自ら点検を行っている者とします。

② 対象作物

対象とする作物は、水田において主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米又は米粉用米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 2 の第 3 の 2に該当するものに限りま

③～⑤ （略）

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「コメ新市場開拓等促進事業の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の 6 月 30 日ま

で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ～オ (略)

⑦～⑩ (略)

3 畑作物産地形成促進事業

(1)～(7) (略)

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、水田において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者とします。

(削る。)

(削る。)

②～⑤ (略)

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付け、「畑作物産地形成促進事業」に✓を付けた上で、

で、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ～オ (略)

⑦～⑩ (略)

3 畑作物産地形成促進事業

(1)～(7) (略)

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、次のア及びイの要件を満たす者としてします。

ア 水田（別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいう。以下同じ。）において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者としてします。

イ 農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、自ら点検を行っている者としてします。

②～⑤ (略)

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「畑作物産地形成促進事業の申請」の回答欄の「する」

営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、
地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ～オ (略)

⑦～⑩ (略)

4 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）

(1)・(2) (略)

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」
の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に
○を付け、「畑地化促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書
とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等
又は地域農業再生協議会に提出します。

② (略)

(4)～(8) (略)

(別紙1)

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水
田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するもの
を除きます。

①・② (略)

に○を付けて、営農計画書とともに、農産局長が別に通知
する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提
出します。

イ～オ (略)

⑦～⑩ (略)

4 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）

(1)・(2) (略)

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」
の「畑地化促進事業の申請」の回答欄の「する」に○を付け
て、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、
地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

② (略)

(4)～(8) (略)

(別紙1)

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水
田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するもの
を除きます。

①・② (略)

- ③ 平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第19条第1項に規定する地域計画をいいます。以下同じです。）の目標地図（基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいいます。以下同じです。）において、農業を担う者が位置づけられた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和4年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含まず。）

イ・ウ （略）

- ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア・イ （略）

なお、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できると

イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること

- ③ 平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含まず。）として位置付けられたもの

イ・ウ （略）

- ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア・イ （略）

なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できると

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

⑤ (略)

(2) (1)のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、①から③までに該当するもので、⑤のアからカまでのいずれかに該当するものを除きます。

①～③ (略)

④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田の有効活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって、個人単位又は地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理することについて地方農政局長等が認めたもの

⑤ 交付対象水田に該当しない土地

ア～ウ (略)

エ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ・ 地域計画の目標地図において、農業を担う者が位置付けられた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和4年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）
- ・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、

⑤ (略)

(2) (1)のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、⑤のアからカまでのいずれかに該当するものを除きます。

①～③ (略)

④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田フル活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって、地方農政局長等が認めたもの（個人単位又は都道府県・地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理しようとする農地を含みます。）

⑤ 交付対象水田に該当しない土地

ア～ウ (略)

エ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ・ 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの
- ・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、

農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

オ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

(ア)・(イ) (略)

なお、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

(ア) たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

(イ) 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病虫害抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること

カ (略)

3 報告及び指導 (削る。)

農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

オ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

(ア)・(イ) (略)

なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

(ア) たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

(イ) 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

カ (略)

3 報告及び指導

(1) 地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、当該協議会の水田情報において整理している全ての交付対象水田等の合計を「経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地

地方農政局等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。

特に、２の（２）の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地方農政局等に相談してください。

域別作付計画面積報告書」(様式第５号)により、地方農政局等に報告します。

(２) 地方農政局等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。

特に、２の（２）の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地方農政局等に相談してください。

(別紙2)

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の
対象範囲

対象畑作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 (春期には種する小麦・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦)	(略)	(1) 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類 ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など） ・ 麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し及びその一覧表など） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省農産局長が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。）） （注1）（略） （注2） ① 当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類 （農林水産省農産局穀物課長が

(別紙2)

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の
対象範囲

対象畑作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 (春期には種する小麦・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦)	(略)	(1) 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類 ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省農産局長が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。）） （注1）（略） （注2） ① 当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類 （別紙参考様式第24号「令和〇

		<u>別に定めるところによる。)</u> ② (略) (2) 麦の品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類 ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し<u>及びその一覧表</u>など） ・ 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し<u>及びその一覧表</u>など） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類			<u>年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」)</u> ② (略) (2) 麦の品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類 ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類
大豆	(略)	(1) 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類 ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し<u>及びその一覧表</u>など） ・ 大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し<u>及びその一覧表</u>など） (2) 大豆の品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたものについては、以下に掲げ	大豆	(略)	(1) 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類 ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） (2) 大豆の品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたものについては、以下に掲げ

		る書類 - 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し<u>及びその一覧表</u>など） - 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し<u>及びその一覧表</u>など）
てん菜	(略)	(略)
でん粉原料用ばれいしょ	(略)	(略)
そば	(略)	(1) そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類 - 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し<u>及びその一覧表</u>など） - そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し<u>及びその一覧表</u>など） (2) そばの品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類 - 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し<u>及びその一覧表</u>など） - 該当する品位等区分の規格を満

		る書類 - 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） - 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）
てん菜	(略)	(略)
でん粉原料用ばれいしょ	(略)	(略)
そば	(略)	(1) そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類 - 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） - そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） (2) そばの品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類 - 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） - 該当する品位等区分の規格を満

		たしていることを確認できる書類 (品位等確認主体が品位等区分の 確認の結果を証明した資料の写し <u>及びその一覧表</u> など)
なたね	(略)	・ 製油業者等との出荷・販売契約 数量を確認できる書類 (出荷・販 売契約書の写し、販売伝票の写し <u>及びその一覧表</u>など) ・ 品種名が確認できる書類 (種子 購入伝票など)

(注 1) ～ (注 4) (略)

(別紙 3 - 1)

農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について

平成 18 年 8 月 7 日農林水産省告示第 1110 号の 1 の表中の備考 2
の麦、大豆及びそばに係る当該等級に相当すると認められるものの
基準は、1 の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に
該当すること (2 の「品位等区分の確認の方法」及び 3 の「数量の
確認方法」に従って確認されたものに限る。) とします。

1 品位の等級に相当すると認められるものの基準

(1-1) ～ (5-2) (略)

(5-3) だったんそば

(略)

附

1 (略)

2 普通そば (四倍体を除く。) にあつては、直径 4.5mm の丸
目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する

		たしていることを確認できる書類 (品位等確認主体が品位等区分の 確認の結果を証明した資料の写し など)
なたね	(略)	・ 製油業者等との出荷・販売契約 数量を確認できる書類 (出荷・販 売契約書の写し、販売伝票の写し など) ・ 品種名が確認できる書類 (種子 購入伝票など)

(注 1) ～ (注 4) (略)

(別紙 3 - 1)

農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について

平成 18 年 8 月 7 日農林水産省告示第 1110 号の 1 の表中の備考 2
の麦、大豆及びそばに係る当該等級に相当すると認められるものの
基準は、1 の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に
該当すること (2 の「品位等区分の確認の方法」及び 3 の「数量の
確認方法」に従って確認されたものに限る。) とします。

1 品位の等級に相当すると認められるものの基準

(1-1) ～ (5-2) (略)

(5-3) だったんそば

(略)

附

1 (略)

(新設)

重量比が70%未満の場合、1等及び2等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に20gを加算したものとする。

3 普通そばには、だったんそばが0%を超えて混入してはならない。

4 だったんそばには、普通そばが、1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%を超えて混入してはならない。

定義

1～8 (略)

2 品位等区分の確認の方法

(1) 品位等区分の確認の方法

品位等区分の確認については、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第6条第1項及び同条第2項本文に定めるところに準じて行う。また、品位等区分の確認を行った際には、品位等確認記録として様式第12-3-①号～③号「経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認記録帳（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用）～（普通そば・普通そば（四倍体）・だったんそば用）」を作成し、これを交付申請が行われた年度の翌年度から5年間保存するとともに地方農政局等からの求めに応じ、当該原簿を提出するものとする。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(別紙4)

パン・中華麺用品種の対象範囲

2 普通そばには、だったんそばが0.0%を超えて混入してはならない。

(新設)

定義

1～8 (略)

2 品位等区分の確認の方法

(1) 品位等区分の確認の方法

品位等区分の確認については、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第6条第1項及び同条第2項本文に定めるところに準じて行う。また、品位等区分の確認を行った際には、品位等確認記録として様式第12-3-①号～③号「経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認記録帳（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用）～（そば・だったんそば用）」を作成し、これを交付申請が行われた年度の翌年度から5年間保存するとともに地方農政局等からの求めに応じ、当該原簿を提出するものとする。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(別紙4)

パン・中華麺用品種の対象範囲

畑作物の直接支払交付金の数量払において、パン・中華麵用品種の交付単価が適用される銘柄は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号において次のとおり定められています。

また、同告示第一号の表の備考一のイ及びロの適用となることが別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定めた確認書類において確認できる場合には、産地にかかわらず、パン・中華麵用品種の交付単価の適用対象とします。

銘柄	生産地の属する都道府県
<u>アオバコムギ</u>	<u>福島県</u>
<u>キタノカオリ</u>	<u>北海道</u>
<u>銀河のちから</u>	<u>岩手県、宮城県、秋田県、鳥取県</u>
<u>くまきらり</u>	<u>熊本県</u>
<u>コユキコムギ</u>	<u>岩手県（西磐井郡平泉町）</u>
<u>さちかおり</u>	<u>三重県、滋賀県、鳥取県、佐賀県</u>
<u>せときらら</u>	<u>京都府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県</u>
<u>セトデュール</u>	<u>兵庫県</u>
<u>セトデュールR五</u>	<u>兵庫県</u>
<u>ダブル八号</u>	<u>群馬県</u>
<u>タマイズミ</u>	<u>栃木県（小山市、下野市及び下都賀郡野木町）、岐阜県、三重県</u>
<u>ちくしW二号</u>	<u>福岡県</u>

畑作物の直接支払交付金の数量払において、パン・中華麵用品種の交付単価が適用される銘柄は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号において次のとおり定められています。

銘柄	生産地の属する都道府県
<u>キタノカオリ</u>	<u>北海道</u>
<u>つるきち</u>	<u>北海道</u>
<u>はるきらり</u>	<u>北海道</u>
<u>ハルユタカ</u>	<u>北海道</u>
<u>春よ恋</u>	<u>北海道</u>
<u>みのりのちから</u>	<u>北海道</u>
<u>ゆめちから</u>	<u>北海道、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県（加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町）、島根県</u>
<u>ゆきちから</u>	<u>青森県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県</u>
<u>銀河のちから</u>	<u>岩手県、宮城県、秋田県、鳥取県</u>
<u>コユキコムギ</u>	<u>岩手県（西磐井郡平泉町）</u>
<u>ナンブコムギ</u>	<u>岩手県</u>

<u>ちくし春香</u>	<u>福岡県</u>
<u>つるきち</u>	<u>北海道</u>
<u>長崎W二号</u>	<u>長崎県</u>
<u>夏黄金</u>	<u>宮城県、福島県、新潟県、石川 県</u>
<u>ナンブコムギ</u>	<u>岩手県</u>
<u>ニシノカオリ</u>	<u>神奈川県、三重県、滋賀県</u>
<u>ハナチカラ</u>	<u>長野県</u>
<u>ハナマンテン</u>	<u>埼玉県、長野県</u>
<u>はる風ふわり</u>	<u>滋賀県、鳥取県、佐賀県</u>
<u>はるきらり</u>	<u>北海道</u>
<u>はるみずき</u>	<u>埼玉県、奈良県、島根県、香川 県、大分県（大分市及び宇佐 市）、宮崎県</u>
<u>ハルユタカ</u>	<u>北海道</u>
<u>春よ恋</u>	<u>北海道</u>
<u>福井県大三号</u>	<u>福井県</u>
<u>ミナミノカオリ</u>	<u>滋賀県、兵庫県、鳥取県、島根 県、広島県、愛媛県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分 県（中津市及び豊後高田市以 外）、宮崎県、鹿児島県</u>
<u>みなみのやわら</u>	<u>福岡県</u>
<u>みのりのちから</u>	<u>北海道</u>
<u>モチハルカ</u>	<u>福岡県、佐賀県、熊本県</u>
<u>やわら姫</u>	<u>岩手県</u>

<u>やわら姫</u>	<u>岩手県</u>
<u>夏黄金</u>	<u>宮城県、新潟県</u>
<u>アオバコムギ</u>	<u>福島県</u>
<u>ゆめかおり</u>	<u>茨城県、栃木県、群馬県、神奈 川県、山梨県、長野県</u>
<u>ユメシホウ</u>	<u>茨城県、千葉県、神奈川県、三 重県</u>
<u>タマイズミ</u>	<u>栃木県（小山市、下野市及び下 都賀郡野木町）、岐阜県、三重 県</u>
<u>ダブル八号</u>	<u>群馬県</u>
<u>ハナチカラ</u>	<u>長野県</u>
<u>ハナマンテン</u>	<u>埼玉県、長野県</u>
<u>ニシノカオリ</u>	<u>神奈川県、三重県、滋賀県</u>
<u>福井県大三号</u>	<u>福井県</u>
<u>ユメアサヒ</u>	<u>長野県</u>
<u>ゆめあかり</u>	<u>愛知県</u>
<u>ミナミノカオリ</u>	<u>滋賀県、兵庫県、鳥取県、島根 県、広島県、愛媛県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分 県（中津市及び豊後高田市以 外）、宮崎県、鹿児島県</u>
<u>せときらら</u>	<u>京都府、兵庫県、岡山県、山口 県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県</u>
<u>セトデュール</u>	<u>兵庫県</u>
<u>はるみずき</u>	<u>奈良県、香川県、大分県（大分 市及び宇佐市）、宮崎県</u>
<u>ちくしW二号</u>	<u>福岡県</u>

<u>ゆきちから</u>	<u>青森県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県</u>
<u>ゆめあかり</u>	<u>愛知県</u>
<u>ユメアサヒ</u>	<u>長野県</u>
<u>ゆめかおり</u>	<u>茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県</u>
<u>ユメシホウ</u>	<u>茨城県、千葉県、神奈川県、三重県</u>
<u>ゆめちから</u>	<u>北海道、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県（加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町）、島根県</u>

(削る。)

<u>ちくしW四三号</u>	<u>福岡県</u>
<u>みなみのやわら</u>	<u>福岡県</u>
<u>モチハルカ</u>	<u>福岡県、熊本県</u>
<u>さちかおり</u>	<u>鳥取県、佐賀県</u>
<u>はる風ふわり</u>	<u>滋賀県、鳥取県、佐賀県</u>
<u>長崎W二号</u>	<u>長崎県</u>
<u>くまきらり</u>	<u>熊本県</u>

(注) 上記表中の銘柄の欄に掲げた小麦については、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の備考一のイ及びロの適用となることが別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定めた確認書類において確認できる場合には、産地にかかわらず、パン・中華麵用品種の交付単価の適用対象とします。

※改正後（本別紙については、文字が小さくなるため、現行については、次々頁に記載）

（別紙 6）

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
米穀 （種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。）	交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量。ただし、集落営農であってその構成員に<u>米穀について</u>収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いた数量。 ア （略） イ 検査法第 3 条に規定する玄米に係る品位等検査（以下「米穀品位等検査」といいます。）を交付前年度の 3 月 31 日までに受け、当該検査において 3 等以上の等級に格付けされたもの又は次のいずれかに該当するもの （ア）～（エ） （略）	1 （略） 2 イに関する確認書類 ① （略） ② イの（エ）に該当するものについては、以下に掲げる書類 ・ 販売先において主食用とすることが決定していることを確認できる書類（「1 アに関する確認書類」の②に掲げる確認書類） ・ 1.70mm 以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類（1.70mm 以上のふるい目幅で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 水分含有率がイの（エ）の iii に定める基準を満たしていることが確認できる書類（イの（エ）の iii に定める基準を満たしていることを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 産年を確認できる書類（栽培記録の写しなど） ・ 産地を確認できる書類（産地情報が記された出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）

		・ 品種を確認できる書類（種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。） 集落営農であってその構成員に<u>米穀について</u>収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。 確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身がその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることにより書類の添付を省略することができます。
米穀以外の対象作物（麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ）	別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「品質区分別生産量の対象範囲」と同じです。ただし、集落営農であってその構成員に <u>米穀以外の対象作物について</u> 収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いたものが対象となります。	別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「確認書類」と同じです。 ただし、集落営農であってその構成員に <u>米穀以外の対象作物について</u> 収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。

（注1）品位等検査等の実施を求める申請書に記載する検査請求者及び販売伝票等に記載する販売者の住所及び氏名又は名称は、原則として「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第1号）に記載した住所及び氏名又は名称としてください。

（注2）イの(エ)に該当することを確認するために提出した販売伝票等に記載されたふりい目幅及び水分含有率の根拠となる記録簿等は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
米穀 (種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。)	交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量。ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を除いた数量。 ア (略) イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査（以下「米穀品位等検査」といいます。）を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は<u>当該等級に相当すると認められるもの</u> <u>この場合において、当該等級に相当するものについては、次のいずれかに該当するものに限るものとします。</u> (ア)～(エ) (略)	1 (略) 2 イに関する確認書類 ① (略) ② イの(エ)に該当するものについては、以下に掲げる書類 ・ 販売先において主食用とすることが決定していることを確認できる書類（「1 アに関する確認書類」の②に掲げる確認書類） ・ 1.70mm以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類（1.70mm以上のふるい目幅で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 水分含有率がイの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることが確認できる書類（イの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 産年を確認できる書類（栽培記録の写しなど） ・ 産地を確認できる書類（産地情報が記された出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 品種を確認できる書類（種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。） 集落営農であつてその構成員に

		収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。 確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身がその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることにより書類の添付を省略することができます。	
米穀以外の対象作物 (麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ)	別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「品質区分別生産量の対象範囲」と同じです。ただし、集落営農であつてその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を除いたものが対象となります。	別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「確認書類」と同じです。 ただし、集落営農であつてその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。	

(注1) 品位等検査等の実施を求める申請書に記載する検査請求者及び販売伝票等に記載する販売者の住所及び氏名又は名称は、原則として「経営所得安定対策等交付金交付申請書」(様式第1号)に記載した住所及び氏名又は名称としてください。

(注2) イの(エ)に該当することを確認するために提出した販売伝票等に記載されたふり目幅及び水分含有率の根拠となる記録簿等は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1・2 (略)

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

(1)～(5) (略)

(6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること

「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号)により、(1)の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

なお、6月、9月及び12月以外の月で、積立金残高に変動がない月については、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号)による報告を省略できるものとする。

さらに、積立金残高が 0 の場合は、

①新規及び継続の加入者がおらず、新たに積立金が納付される見込みがないこと

②未返還の積立金がないこと

が地方農政局長等により確認され、かつ、その状態が継続する間に限り、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号)による報告を省略できるものとする。

4 (略)

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1・2 (略)

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

(1)～(5) (略)

(6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること

「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号)により、(1)の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

なお、積立金残高が 0 の場合は、

①新規及び継続の加入者がおらず、新たに積立金が納付される見込みがないこと

②未返還の積立金がないこと

が地方農政局長等により確認され、かつ、その状態が継続する間に限り、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号)による報告を省略できるものとする。

4 (略)

戦略作物助成の扱い

1 戦略作物助成の要件
(略)

(1)・(2) (略)

(3) 飼料作物

青刈り稲・わら専用稲にあつては、当該作物を生産することとして、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）を農産局長又は地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されていること。

その他の飼料作物にあつては、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

飼料用米又は米粉用米を生産することとして、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）を農産局長又は地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されていること又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。

(5) W C S 用稲

稲発酵粗飼料用稲（W C S 用稲）を生産することとして、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）を農産局長又は地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されていること。

戦略作物助成の扱い

1 戦略作物助成の要件
(略)

(1)・(2) (略)

(3) 飼料作物

青刈り稲・わら専用稲にあつては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあつては、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。

(5) W C S 用稲

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米を生産することとして、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）を農産局長又は地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されていること。

(注) (略)

3 飼料用米又は米粉用米の収量に応じた支払い

(1) 飼料用米又は米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、区分管理計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の2）に、飼料用米又は米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含みます。）の取組内容）を記載しなければならないものとします。

(注) (略)

(2) (略)

(別紙13)

産地交付金の考え方及び設定手続

1 (略)

2 産地交付金による助成内容の設定

(6) 加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定を受けていること。

(注) (略)

3 飼料用米又は米粉用米の収量に応じた支払い

(1) 飼料用米又は米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）に、飼料用米又は米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含みます。）の取組内容）を記載しなければならないものとします。

(注) (略)

(2) (略)

(別紙13)

産地交付金の考え方及び設定手続

1 (略)

2 産地交付金による助成内容の設定

(1) (略) <table border="1"> <tr> <th>取組内容</th><th>追加配分単価</th></tr> <tr> <td>新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和7年産</u>から新たに結んだ3年以上の契約</td><td>10,000円/10a</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	取組内容	追加配分単価	新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和7年産</u> から新たに結んだ3年以上の契約	10,000円/10a	(略)	(略)	(1) (略) <table border="1"> <tr> <th>取組内容</th><th>追加配分単価</th></tr> <tr> <td>新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和6年産</u>から新たに結んだ3年以上の契約</td><td>10,000円/10a</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	取組内容	追加配分単価	新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和6年産</u> から新たに結んだ3年以上の契約	10,000円/10a	(略)	(略)
取組内容	追加配分単価												
新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和7年産</u> から新たに結んだ3年以上の契約	10,000円/10a												
(略)	(略)												
取組内容	追加配分単価												
新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和6年産</u> から新たに結んだ3年以上の契約	10,000円/10a												
(略)	(略)												
(2)～(6) (略) 3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について (1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組 ① 新市場開拓用米の複数年契約 新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす3年以上の複数年契約(<u>令和7年産</u>から新たに結んだ<u>令和7年産から令和9年産まで</u>の3年分の契約を含むもの)の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。 追加配分は、コメ新市場開拓等促進事業で採択された新市場開拓用米の取組面積のうち複数年契約を締結している面積が対象です。 ア～ウ (略) ② (略) ③ 新市場開拓用米の作付け <u>加工用米等取組計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1)を農産局長又は地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されている取組について</u>、追加配分を行うものとします。 (注) (略)	(2)～(6) (略) 3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について (1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組 ① 新市場開拓用米の複数年契約 新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす3年以上の複数年契約(<u>令和6年産</u>から新たに結んだ<u>令和6年産から令和8年産まで</u>の3年分の契約を含むもの)の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。 追加配分は、コメ新市場開拓等促進事業で採択された新市場開拓用米の取組面積のうち複数年契約を締結している面積が対象です。 ア～ウ (略) ② (略) ③ 新市場開拓用米の作付け <u>新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)の認定を受けている取組について</u>、追加配分を行うものとします。 (注) (略)												

④ (略)

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

① IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、(1)の①から④までに掲げる地域の取組に応じた配分の対象となる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
新市場開拓用米の複数年契約	・ <u>加工用米等取組計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1)</u> の写し ※ <u>加工用米等取組計画書の提出</u> に当たっては、生産者側と需要者側との間で締結した販売契約書の写し(<u>令和7年産</u> から新たに結んだ <u>令和7年産から令和9年産までの3年分の契約</u> を含むもの)が必要です。
(略)	(略)
新市場開拓用米の作付け	・ <u>加工用米等取組計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1)</u> の写し ※販売契約書の写し等を添付する必要はありません。

④ (略)

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

① IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、(1)の①から④までに掲げる地域の取組に応じた配分の対象となる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
新市場開拓用米の複数年契約	・ <u>新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)</u> の写し ※ <u>申請中のものでも可とします。新規需要米取組計画の申請</u> に当たっては、生産者側と需要者側との間で締結した販売契約書の写し(<u>令和6年産</u> から新たに結んだ <u>令和6年産から令和8年産までの3年分の契約</u> を含むもの)が必要です。
(略)	(略)
新市場開拓用米の作付け	・ <u>新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)</u> の写し ※ <u>申請中のものでも可とします。販売契約書の写し等を添付する必要はありません。</u>

②・③ (略)

④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」(様式第11-7号)に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、9月30日までに提出するものとします。

⑤ (略)

(3)～(5) (略)

4・5 (略)

(別紙15)

都道府県連携型助成について

1 交付要件となる都道府県事業

本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業(メニュー)は以下の全ての条件を満たすものとします。

(1) 令和7年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること

(2) (略)

2・3 (略)

(別紙16)

農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化

(略)

1 オンライン化の対象手続

②・③ (略)

④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」(様式第11-7号)に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、7月31日までに提出するものとします。

⑤ (略)

(3)～(5) (略)

4・5 (略)

(別紙15)

都道府県連携型助成について

1 交付要件となる都道府県事業

本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業(メニュー)は以下の全ての条件を満たすものとします。

(1) 令和6年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること

(2) (略)

2・3 (略)

(別紙16)

農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化

(略)

1 オンライン化の対象手続

(略)			(略)		
様式番号		様式名	様式番号		様式名
(略)		(略)	(略)		(略)
(削る。)		(削る。)	様式第 5 号		経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書
(略)		(略)	(略)		(略)
様式第 7 号		水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書	様式第 7 号		経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書
(略)		(略)	(略)		(略)
様式第11－ 2 号		「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」	様式第11－ 2 号		水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書
2 ・ 3 (略)			2 ・ 3 (略)		
(別紙17)			(別紙17)		
コメ新市場開拓等促進事業の採択・配分基準について (略)			コメ新市場開拓等促進事業の採択・配分基準について (略)		
【配点基準】			【配点基準】		
項目	ポイント		項目	ポイント	
1 低コスト生産等の取組	【新市場開拓用米】 ①又は②のいずれかを選択。		1 低コスト生産等の取組	【新市場開拓用米】 ①又は②のいずれかを選択。	
状況	①当年産における低コスト生産	(略)	状況	①当年産における低コスト生産	(略)

	等の取組面積 ※ 1		(略)
	<u>ア 100ha 以上</u>	24	
	<u>イ 80ha 以上</u> <u>～100ha 未満</u>	20	
	<u>ウ 60ha 以上</u> <u>～80ha 未満</u>	16	
	<u>エ 40ha 以上</u> <u>～60ha 未満</u>	12	
	<u>オ 20ha 以上</u> <u>～40ha 未満</u>	8	
	<u>カ 20ha 未満</u>	4	
	【加工用米】 ①又は②のいずれかを選択。		
	①当年産における低コスト生産 等の取組面積 ※ 1		
	<u>ア 400ha 以上</u>	12	
	<u>イ 300ha 以上</u> <u>～400ha 未満</u>	10	
	<u>ウ 200ha 以上</u> <u>～300ha 未満</u>	8	
	<u>エ 100ha 以上</u> <u>～200ha 未満</u>	6	
	<u>オ 50ha 以上</u> <u>～100ha 未満</u>	4	
	<u>カ 50ha 未満</u>	2	
	【米粉用米（パン・麺専用品種）】		

	等の取組面積 ※ 1		(略)
	<u>ア 50ha 以上</u>	24	
	<u>イ 40ha 以上</u> <u>～50ha 未満</u>	20	
	<u>ウ 30ha 以上</u> <u>～40ha 未満</u>	16	
	<u>エ 20ha 以上</u> <u>～30ha 未満</u>	12	
	<u>オ 10ha 以上</u> <u>～20ha 未満</u>	8	
	<u>カ 10ha 未満</u>	4	
	【加工用米】 ①又は②のいずれかを選択。		
	①当年産における低コスト生産 等の取組面積 ※ 1		
	<u>ア 150ha 以上</u>	12	
	<u>イ 100ha 以上</u> <u>～150ha 未満</u>	10	
	<u>ウ 75ha 以上</u> <u>～100ha 未満</u>	8	
	<u>エ 50ha 以上</u> <u>～75ha 未満</u>	6	
	<u>オ 25ha 以上</u> <u>～50ha 未満</u>	4	
	<u>カ 25ha 未満</u>	2	
	【米粉用米（パン・麺専用品種）】		

	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	(略)
	ア 10ha 以上	12
	イ 8ha 以上～10ha 未満	10
	ウ 6ha 以上～8ha 未満	8
	エ 4ha 以上～6ha 未満	6
	オ 2ha 以上～4ha 未満	4
	カ 2ha 未満	2
(略)	(略)	
7 地域計画の策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画のうち目標地図に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2	
(略)	(略)	

※1～※5 (略)

	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	(略)
	ア 50ha 以上	12
	イ 40ha 以上～50ha 未満	10
	ウ 30ha 以上～40ha 未満	8
	エ 20ha 以上～30ha 未満	6
	オ 10ha 以上～20ha 未満	4
	カ 10ha 未満	2
(略)	(略)	
7 地域計画の策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画 <u>(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。)</u> のうち目標地図 <u>(基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいう。)</u> に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2	
(略)	(略)	

※1～※5 (略)

(別紙19)

畑作物産地形成促進事業の採択・配分基準について
(略)

【配点基準】

項目	ポイント
(略)	(略)
8 地域計画の 策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画のうち目標地図に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2
(略)	(略)

※1～※5 (略)

(別表1)

交付対象とする低コスト生産等の取組（コメ新市場開拓等促進事業）
(略)

【新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・麺専用品種）】

取組メニュー	取組内容
--------	------

(別紙19)

畑作物産地形成促進事業の採択・配分基準について
(略)

【配点基準】

項目	ポイント
(略)	(略)
8 地域計画の 策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画 <u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）</u> のうち目標地図 <u>（基盤強化法第19条に規定する地図をいう。）</u> に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2
(略)	(略)

※1～※5 (略)

(別表1)

交付対象とする低コスト生産等の取組（コメ新市場開拓等促進事業）
(略)

【新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・麺専用品種）】

取組メニュー	取組内容
--------	------

(略)	(略)
⑬多収品種の導入 ※米粉用米（パン・めん専用品種） は除く	多収品種の作付 <u>け</u>
(略)	(略)
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の <u>メタン発生量</u> の削減に向けた取組の実施
(略)	(略)

(略)	(略)
⑬多収品種の導入 ※米粉用米（パン・めん専用品種） は除く	多収品種の作付
(略)	(略)
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の <u>一酸化二窒素</u> 削減に向けた取組の実施
(略)	(略)

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

① 交付申請者欄	フリガナ	申請年月日		年	月	日
	氏名又は法人・組織名	生年月日		年	月	日
	フリガナ	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成		年	月	日
	代表者氏名 (法人・組織のみ)	経営形態				
	住所	☐ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人				
	電話番号	認定状況				
	登録済の振込口座	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナラン対象集落営農 ☐ 認定なし				
	変更なし	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。				
	新規	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。				
	変更あり	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。				

② 交付申請内容 (本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」に○を付けてください)
 ※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請
本年産の申請	する しない	する しない
前年産の申請状況	無	無

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナランの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請
本年産の申請	する ☐ 水田活用の直接支払交付金 ☐ コメ新市場開拓等促進事業 ☐ 畑作物産地形成促進事業 ☐ 畑地化促進事業 しない
前年産の申請状況	無

※前年産の申請状況は参考です。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

① 交付申請者欄	フリガナ	申請年月日		年	月	日
	氏名又は法人・組織名	生年月日		年	月	日
	フリガナ	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成		年	月	日
	代表者氏名 (法人・組織のみ)	経営形態				
	住所	☐ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人				
	電話番号	認定状況				
	登録済の振込口座	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナラン対象集落営農 ☐ 認定なし				
	変更なし	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。				
	新規	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。				
	変更あり	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。				

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラン)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

② 交付申請内容(令和 年産の申請の「する」「しない」に○を付けてください) ※前年産の申請状況は参考です。
 ※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請
令和6年産の申請	する しない しない	する しない
(参考)前年産の申請状況	無	無

事業名	水田活用の直接支払交付金の申請	コメ新市場開拓等促進事業の申請
令和6年産の申請	する しない	する しない
(参考)前年産の申請状況	無	無

事業名	畑作物産地形成促進事業の申請	畑地化促進事業の申請
令和6年産の申請	する しない	する しない
(参考)前年産の申請状況	無	無

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項（ゲタ・ナラシ申請者が記載）

農地の有効利用の実施状況 ※確認して

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに

2年以上

2年未満

【個人又は法人が記載】 ※該当に

収入保険の加入状況

加入している

加入していない

前年の税務申告の状況

白色申告

青色申告

【集落営農が記載】 ※該当に

収入保険に加入している構成員の有無（「有」の場合、当該構成員の人数）

有（人）

無

前年の税務申告の状況

各構成員が申告（組織として申告なし）

白色申告

青色申告

白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号（営農計画書）に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。

種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦（ビール用麦等）、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物		作付けの有無	作付け「あり」の場合 面積の申請 収獲後交付の希望		
麦	小麦	春まき	□あり	□しない	□する
		秋まき	□あり	□しない	□する
	二条大麦	□あり	□しない	□する	
		六条大麦	□あり	□しない	□する
	はだか麦	□あり	□しない	□する	
	大豆	□あり	□しない	□する	
	そば	□あり	□しない	□する	
	なたね	□あり	□しない	□する	
	てん菜	□あり	□しない	□する	
でん粉原料用 ばれいよ		□あり	□しない	□する	

※「収獲後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後（収獲量確定後）に面積払を希望する場合、該当作物の「する」にしてください。（面積払の申請をしない場合はこの欄は必ずできません）

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

免税事業者向け単価

課税事業者向け単価（免税事業者向け単価以外）

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要です。

◆収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m

※対象作物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記載してください。

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

10%

20%

地域協議会等

地方農政局等

様式第1号AとAの添付書類に利用する場合は記載不要

交付申請者管理コード

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項（ゲタ・ナラシ申請者が記載）※該当するものに○を記入してください。

【個人又は法人が記載】

収入保険の加入状況

加入している

加入していない

・営農開始・法人設立からの期間

2年以上

2年未満

前年の税務申告の状況

青色申告

白色申告

【集落営農が記載】

収入保険に加入している構成員の有無（「有」の場合、当該構成員の人数）

有（人）

無

前年の税務申告の状況（組織としての状況を記載）

各構成員が申告（組織として申告なし）

青色申告

白色申告

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）」に係る生産予定面積」欄に記載する必要があります。
※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

⑥ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出（ナラシ申請者が記載）

産収入減少影響緩和交付金（ナラシ）について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択（ナラシ申請者が記載）

該当するものにレ印を記入してください。

10%

20%

の減収に対応した積立金を納付予定。

⑧ ゲタ対策数量払の単価選択（ゲタ申請者が記載）

令和6年6月末時点の状況を基に、申請する単価にレ印を記入してください。
免税事業者向け単価を申請する方は、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要です。

免税事業者向け単価

課税事業者向け単価（免税事業者向け単価以外）

⑨ 農地の有効利用の実施状況（ゲタ・ナラシ対象者が記載）

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード

様式第 1 号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1・2 (略)

3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

(1)・(2) (略)

(3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**

(4)・(5) (略)

4 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存ありません。

様式第 1 号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1～8 (略)

様式第 1 号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1・2 (略)

3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

(1)・(2) (略)

(3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**

(4)・(5) (略)

(新設)

様式第 1 号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1～8 (略)

チェック欄 (略)

① (略)

② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓してください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る

チェック欄 (略)

① (略)

② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、点検シートの提出に代えることができます。

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、

交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注２）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省、内閣府沖縄総合事務局、都道府県及び市町村並びに地域農業再生協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

（略）

様式第 1 号別添 3

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート ＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。

これまでは「ゲタ・ナラシ」、「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合にチェックが必要でしたが、令和 7 年度からは「水田活用の直接支払交付金」、「畑地化促進事業」を申請する場合についてもチェックが必要となります。

1 ～ 8 （略）

申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注２）に必要最小限度の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

（略）

様式第 1 号別添 3

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート ＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

令和 6 年度から、農林水産省の各種補助事業等で「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」が実施されることに伴い、点検シートが見直されました。これまではゲタ・ナラシにおいて点検シートのチェックが必要でしたが、令和 6 年度より「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合にもチェックが必要となります。また、「水田活用の直接支払交付金」についても、令和 7 年度からチェックが必要となるため、ぜひ令和 6 年度も積極的に自己チェックしてみましょう。

1 ～ 8 （略）

※改正後（本様式については、文字が小さくなるため、現行については、次頁に記載）

様式第2号

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務局長、内閣府沖縄総合事務局長)※地域農業再生協議会長様由

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書

令和 年産

申請年月日

令和 年 月 日

年産における農地の利用計画を申請します。

(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者	氏名又は 組織名	フリガナ	法人、 組織の 代表者 氏名	フリガナ
	(平)		電話	
住所			FAX	
			経営形態	☐ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人

交付申請者管理コード	県産加入者コード	農業共済加入状況(含加入予定)記入欄 ※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入 農作物共済
		稲作物共済
		水稲
		粟
		大豆
		そば
		てん菜
		その他

稲作物定産促進支援	開始年	R4	R5	R6	R7	
対象面積	a	㎡	a	㎡	a	㎡

※ R4・R5・R6・R7の開始年については、前年度に一括交付金を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付金を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係	開始年	R2	R3	R4	
高収益作物定産促進支援	対象面積	a	㎡	a	㎡

稲作物定産促進支援	開始年	R4	R5	R6	R7	
対象面積	a	㎡	a	㎡	a	㎡

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定産促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)																													
農地の番号		地名・地番、 大字、字、 農地地番	交付対象 農地 区分 (注1)	水稲 作付 農地年 (注2)	作期 (注3)	面積 (本地面積)	作物作付面積 (注4)	作物名 (注5)	は種 の有無 (注6)	自営 消費 額 (注7)	多収 品種 (注8)	品種名	地権者(権原を有する者)(注9)		稲地化 (注9)	高収益 作物 の 有 無 (注10)	稲地化 促進 事業 (注11)	稲地化 促進 補助 金 (注12)	水田農業 高収益化 推進計画 期間 (注13)	高収益作物 定産促進 計画 (注14)	稲作物 定産 促進 計画 (注15)	稲作物 定産 促進 計画 (注16)	高収益 作物 の 有 無 (注17)	稲地化 の 有 無 (注18)	コメ 新米 奨励 事業 対象 農地 (注19)	別添表 別添表 農地 (注20)	備考		
所在地番号	分番番号												住所・氏名	住所・氏名															
農 地 一 覧 表 (注3)						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				
						a	㎡	a	㎡																				

(削る。)

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長)※地域農業再生協議会長經由

年産における農地の利用計画を申請します。

(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

水稻生産実施計画書 兼 営農計画書

令和 年産

申請年月日

令和 年 月 日

水稻单收	kg/10a
------	--------

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ	法人、組織の代表者氏名	フリガナ
住所	(〒 -)		電話	
			FAX	
			経営形態	☐ 個人 ☐ 集落営農 (個人農家) ☐ 法人

交付申請者管理員： _____ 共有加入者： _____

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式			
R4・R5開始	一括交付方式		分割交付方式
R6開始	一括交付方式		分割交付方式

※「R4・R5」開始の一括交付方式については、前年度に一括交付を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係									
高収益作物定着促進支援	開始年	R2		R3		R4			
	対象面積	a	m	a	m	a	m		

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係										
高収益作物定着促進支援	開始年	R4			R5			R6		
	対象面積(ha)	a	m		a	m		a	m	
畑作物定着促進支援	開始年	R4			R5			R6		
	対象面積(ha)	a	m		a	m		a	m	

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

担作物の取得支払金(割当)に係る生産予定面積
(認定品名等、変更申請した乗取割当、認定取得品名が対象)

対象乗作物		生産予定面積※1		対象乗作物		生産予定面積※1	
麦	小麦	春麦	〇	〇	そば	〇	〇
		秋麦	〇	〇	たね麦	〇	〇
	二条大麦	〇	〇	七条大麦	〇	〇	〇
	六条大麦	〇	〇	七条大麦用 ばれいしよ	〇	〇	〇
	はだか麦	〇	〇	収獲量交付を希望する 品名	〇	〇	する
大豆	〇		〇		収獲量交付希望作物名		〇

[illegible]

用 途	農業者記入欄		用 途	農業者記入欄	
	出荷・販売契約数量	生産予定面積		出荷・販売契約数量	生産予定面積
生産用米	kg	㎡	(※1)(※2)加工用米②	kg	㎡
WCS用糧	kg	㎡	うちコメ都市市場事業対象を除く	kg	㎡
(※2)米粉用米	kg	㎡	うちコメ都市市場事業対象	kg	㎡
うちコメ都市市場事業対象を除く	kg	㎡	備蓄米	kg	㎡
うちコメ都市市場事業対象	kg	㎡	合 計		
飼料用米(生もみ除く)	kg	㎡			
多収品種	kg	㎡			
多収品種以外	kg	㎡			
飼料用米(生もみ)	kg	㎡			
多収品種	kg	㎡			
多収品種以外	kg	㎡			
青刈用糧		㎡			
(※2)都市市場販売用米	kg	㎡			
うちコメ都市市場事業対象を除く	kg	㎡			
うちコメ都市市場事業対象	kg	㎡			

(※1) 新製備蓄米①

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する事項」に基づく契約数量等を記入すること。

※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く欄」には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象欄」には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

[illegible]

- (注1) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。ただし、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては「1」を記入する。
- (注2) 前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入する。(ただし、令和3年度以前の水稻作付最終年の記入は不要。)
- (注3) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稻又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。
※同一ほ場で、異なる生産者が作物を栽培する場合、どちらか一方のみを基幹作とすること。(一方が主食用水稻を作付けする場合は、主食用水稻が基幹作となる。)
- (注4) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単価が異なる場合(は種面積と作付面積が一致しない場合)は、書面上分筆して記入する。
- (注5) 「作物名」欄には、主食用水稻(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、なたね(食用植物油脂用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年旅行等)を全てのほ場について記入する。
※ 小麦のうち、ゲタの面積弘に係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記入する。
- (注6) 飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合は、○を記入する。
- (注7) 「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。
- (注8) 農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。
- (注9) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。
- (注10) 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、○を記入する。
- (注11) 畑地化促進事業(R5補正)に取り組む場合は、○を記入する。
- (注12) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成(R6当初)に取り組む場合は、○を記入する。
- (注13) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。
- (注14) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
- (注15) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。
- (注16) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
- (注17) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に申請したほ場は、○を記入する。
- (注18) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)において、令和7年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。
- (注19) コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場は、○を記入する。
- (注20) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書き又は畑地化促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書きの規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

様式第 2 号別紙

農地の利用計画記入欄の注意事項

(新設)

(注 1) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。
なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。ただし、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては「1」を記入する（既に一括交付により交付を受けた場合であっても取組開始から5年間は「1」と記入する）。

(注 2) 前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入する。（ただし、令和3年度以前的水稻作付最終年の記入は不要。）

(注 3) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稻又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。

※同一ほ場で、異なる生産者が作物を栽培する場合、どちらか一方のみを基幹作とすること。（一方が主食用水稻を作付けする場合は、主食用水稻が基幹作となる。）

(注 4) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単価が異なる場合（は種面積と作付面積が一致しない場合）は、書面上分筆して記入する。

(注 5) 「作物名」欄には、主食用水稻（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦（※）、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、てん

菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、なたね（食用植物油用、その他）、そば（普通そば又は種子用そば）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、W C S用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等）を全てのほ場について記入する。

※小麦のうち、ゲタを申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記入する。

（注6）飼料作物（牧草）を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合は、○を記入する。

（注7）「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付けに取り組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。

（注8）農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。

（注9）高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。

（注10）畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、○を記入する。

（注11）畑地化促進事業（R 6 補正）に取り組む場合は、○を記入する。

（注12）水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（R 7 当初）に取り組む場合は、○を記入する。

(注13) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。

(注14) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当する場合は、支援が開始された年度を記入する。

(注15) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。

(注16) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当する場合は、支援が開始された年度を記入する。

(注17) 前年度までに支援が開始された定着促進支援において、既に一括交付により5年分の交付を受けている場合は、○を記入する。

(注18) 畑作物産地形成促進事業（R6補正）に申請した場合は、○を記入する。

(注19) 畑作物産地形成促進事業（R6補正）において、令和8年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。

(注20) コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、○を記入する。

(注21) 畑作物産地形成促進事業（R6補正）に係る要綱Ⅳの第2の3の（8）の④のただし書又は畑地化促進事業（R6補正）に係る要綱Ⅳの第2の4の（5）のただし書の規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

(削る。)

1 (略)

(削る。)

2 (略)

3 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業 (R 7 当初事業) に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業 (R 7 当初事業) に申請した数量・面積を記載してください。

4・5 (略)

6 農地の利用計画記入欄

(1)～(7) (略)

(8)「作物名」

(略)

(注1) 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い

平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

① 地域計画の目標地図において、農業を担う者が位置付け

■ 農業者記入欄

1 (略)

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）に係る生産予定面積

3 (略)

4 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業 (R 5 当初) 対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業 (R 5 当初事業) に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業 (R 5 当初) 対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業 (R 5 当初事業) に申請した数量・面積を記載してください。

5・6 (略)

7 農地の利用計画記入欄

(1)～(7) (略)

(8)「作物名」

(略)

(注1) 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い

平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

① 人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる

られた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和4年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）

②・③ （略）

（注2） （略）

（注3）小麦のうち、ゲタを申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

（9）～（14） （略）

7 （略）

（削る。）

（削る。）

者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）

②・③ （略）

（注2） （略）

（注3）小麦のうち、ゲタに係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

（9）～（14） （略）

8 （略）

■ 水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

■ 畑作物産地形成促進事業関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

様式第 3 号

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

年 月 日

地方農政局長 殿

住所

氏名

申請の内容	☐ 新規加入	☐ 振込口座変更	☐ 代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)
-------	-------------------------------	---------------------------------	--

※交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付する場合は、以下の振込口座欄の記載は不要です。

交付金の振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)			
	金融機関コード(数字4ケタ)	金融機関名		
		農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金		
	支店コード(数字3ケタ)	支店名		
	預金種別(該当のものに印をつけてください)	口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)		
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知			
	口座名義人			
	フリガナ			
	漢字			
ゆうちょ銀行	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)		番号(右づめで記入)	
	1		0	1
	口座名義人			
	フリガナ			
	漢字			

<代理人に委任される方>

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人	住所	
	氏名	
別途理由		

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農

計画書の変更について代理人に委任される方>

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の□にチェック(✓)を入れてください。

交付申請者管理コード	地域協議会等管理コード

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

様式第 3 号

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

初めに加入及び代理人に委任をされる方は、必ず提出してください。ただし、前年度までに加入及び委任状を提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。なお、原則、口座名義は申請者名と同一としていただきますが、代理人に委任される場合は、必ずその理由を記入してください。

年 月 日

地方農政局長 殿

住所

氏名

申請の内容	☐ 新規加入	☐ 振込口座変更	☐ 代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)
-------	-------------------------------	---------------------------------	--

交付金の振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)			
	金融機関コード(数字4ケタ)	金融機関名		
		農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金		
	支店コード(数字3ケタ)	支店名		
	預金種別(該当のものに印をつけてください)	口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)		
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知			
	口座名義人			
	フリガナ			
	漢字			
ゆうちょ銀行	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)		番号(右づめで記入)	
	1		0	1
	口座名義人			
	フリガナ			
	漢字			

<代理人に委任される方>

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人	住所	
	氏名	
別途理由		

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農

計画書の変更について代理人に委任される方>

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の□にチェック(✓)を入れてください。

交付申請者管理コード	地域協議会等管理コード

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

削除

様式第 5 号

(略)

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

年 月 日

〇〇地域農業再生協議会会長

■畑作物の直接支払交付金における農業者別・農産物別作付面積

[illegible]

- 74 -

様式第7号

年 月 日

年産経営所得安定対策加入者別の作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の1の（5）の③の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

地域農業再生協議会長

○水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成等対象面積)

[illegible]

※そば、なたね、新市場開拓用米は産地交付金の追加配分の対象。なお、地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積を記入。

○水田活用の直接支払交付金(水田農業高収益化推進助成等対象面積)

[illegible]

○水田活用の直接支払交付金(畑地化促進助成)

[illegible]

【参考】二毛作面積

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

様式第 8 号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

(略)

1・2 (略)

3 交付金の振込口座（口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。）

※「通帳表紙裏ページ」の写し等を添付する場合は、記載不要です。

(略)

(注意事項)

(1)・(2) (略)

(3) 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」の写し等を添付してください。

(4) (略)

様式第 8 号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

(略)

1・2 (略)

3 交付金の振込口座（口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。）

(略)

(注意事項)

(1)・(2) (略)

(3) 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」の写しを添付してください。

(4) (略)

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所		申請年月日	年	月	日
	氏名又は法人・組織名			交付申請者管理コード		
	代表者名 (法人・組織のみ)			地域協議会等管理コード		

麦		品質区分別生産量						
品質区分 (等級/ランク)		小麦				二条大麦	六条大麦	はだか麦
		春期には種する小麦		秋期には種する小麦				
		(ハル・中量種用品種以外)	(ハル・中量種用品種)	(ハル・中量種用品種以外)	(ハル・中量種用品種)			
1等 又は 相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
2等 又は 相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

大豆		
品質区分 (等級)		生産量
普通大豆	1等又は1等相当	kg
	2等又は2等相当	kg
	3等又は3等相当	kg
	特定加工用	kg

そば		
品質区分 (等級)	品質区分別生産量	
1等又は1等相当		kg
2等又は2等相当		kg

なたね	
品質区分 (品種)	販売総数量
キザキノナタネ	kg
きらきら銀河	kg
キラリボシ	kg
ナナシギブ	kg
ペノカのしずく	kg
その他品種	kg

てん菜	
品質区分 (加工品)	販売総数量
度	kg

でんぷん原料用 ばれいしょ	
品質区分 (加工品)	販売総数量
%	kg

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
(注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
(注3) 小麦のDON検査等を別途行っている場合、検査の結果が明らかになった後に申請するようにしてください。

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所		申請年月日	年	月	日
	氏名又は法人・組織名			交付申請者管理コード		
	代表者名 (法人・組織のみ)			地域協議会等管理コード		

麦		品質区分別生産量								
品質区分 (等級/ランク)		小麦						二条大麦	六条大麦	はだか麦
		春期には種する小麦		秋期には種する小麦						
		(ハル・中量種用品種以外)	(ハル・中量種用品種)	(ハル・中量種用品種以外)	(ハル・中量種用品種)					
1等 又は 相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
2等 又は 相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	

大豆		
品質区分 (等級)		品質区分別 生産量
普通大豆	1等又は 1等相当	kg
	2等又は 2等相当	kg
	3等又は 3等相当	kg
	特定 加工用	kg

てん菜	
品質区分 (加工品)	販売総数量
度	kg

でんぷん原料用 ばれいしょ	
品質区分 (加工品)	販売総数量
%	kg

なたね	
品質区分 (品種)	販売総数量
キザキノナタネ	kg
きらきら銀河	kg
キラリボシ	kg
ナナシギブ	kg
ペノカのしずく	kg
その他品種	kg

そば	
品質区分 (等級)	品質区分別生産量
1等又は1等相当	kg
2等又は2等相当	kg

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
(注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
(新設)

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名 [法人等にあつては、名称及び代表者の氏名]

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。なお、交付決定後の積立金残額の返納意向については、以下のとおりです。

☐ 交付決定後の積立金残額の全額について、その返納を申し出ます。
※返納を申し出る場合は、チェック欄に✓してください。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量を確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

2 畑作物

- 北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農 ⇒内訳を裏面に記載します。
- 上記以外 ⇒畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します(裏面は省略します)。

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名 [法人等にあつては、名称及び代表者の氏名]

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量を確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

2 畑作物

- 北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農 ⇒内訳を裏面に記載します。
- 上記以外 ⇒畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します(裏面は省略します)。

（北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農に該当する場合）

畑作物

対象作物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

（注意事項）

- 収入減少影響緩和交付金の対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、米穀及び畑作物のいずれも、対象作物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。
- 米穀及び畑作物のいずれも、対象作物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。また、集落営農であってその構成員に収入減少影響緩和交付金の対象作物について収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- 生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象作物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象作物に係る生産実績数量を全て申告してください。

（北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農に該当する場合）

畑作物

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

（注意事項）

- 収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、米穀及び畑作物のいずれも、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。
- 米穀及び畑作物のいずれも、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。また、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- 生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告してください。

年産

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名〔法人等にあつては、名称及び代表者の氏名〕

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に当たり、6 月末時点の米穀の契約数量及び計画数量を下記のとおり報告します。

1 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託する米穀の契約数量

契約数量なしの場合はチェック			
地域等区分	出荷・販売先名	当年産の契約数量	
		kg	
		kg	
		kg	
		kg	
		kg	
		kg	

注）契約数量を確認できる書類（出荷契約書、販売契約書の写し等）を添付してください。

2 1 以外の者に直接販売する米穀の販売計画数量

販売計画数量なしの場合はチェック				
地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売、②中食・外食、 ③消費者、④その他	当年産の 販売計画数量	（参考） 前年産の 販売実績数量	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
合 計		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
合 計		kg	kg	

注 1）販売計画数量は、前年産の販売実績や経営規模の変動等を踏まえて記入してください。

注 2）販売先として「④その他」を選択する場合は、（ ）を付して仕向先等を記入してください。（例：④（醸造所））

注 3）当年産の販売計画数量及び前年産の販売実績数量は、それぞれ交付前年度の 3 月までの販売対象数量を記入してください。

3 合計（1＋2）

地域等区分	当年産の 契約数量及び販売計画数量
	kg
	kg

年産

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名〔法人等にあつては、名称及び代表者の氏名〕

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に当たり、6 月末時点の米穀の契約数量及び計画数量を下記のとおり報告します。

1 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託する米穀の契約数量

契約数量なしの場合はチェック			
地域等区分	出荷・販売先名	当年産の契約数量	
		kg	
		kg	
		kg	
		kg	
		kg	
		kg	

注）契約数量を確認できる書類（出荷契約書、販売契約書の写し等）を添付してください。

2 1 以外の者に直接販売する米穀の販売計画数量

販売計画数量なしの場合はチェック				
地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売、②中食・外食、 ③消費者、④その他	当年産の 販売計画数量	（参考） 前年産の 販売実績数量	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	

注 1）販売計画数量は、前年産の販売実績や経営規模の変動等を踏まえて記入してください。

注 2）販売先として「④その他」を選択する場合は、（ ）を付して仕向先等を記入してください。（例：④（醸造所））

注 3）当年産の販売計画数量及び前年産の販売実績数量は、それぞれ交付前年度の 3 月までの販売対象数量を記入してください。

3 合計（1＋2）

地域等区分	当年産の 契約数量及び販売計画数量
	kg
	kg

様式第11－1号

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告
書兼誓約書

(略)

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

(略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

様式第11－1号

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告
書兼誓約書

(略)

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

(略)

(注1) 交付申請している対象作物名の□に✓(チェック)を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の□に✓(チェック)を付けてください

(注2) 畑作物の直接支払交付金(数量払)に交付申請した方で、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の□に✓(チェック)を付けてください(本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。)

(注3) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式2)を作成して提出してください。

(注4) 飼料作物について、自らの畜産経営の用に供する場合は、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売(飼料作物の自家利用)記録」(参考様式3)を作成・保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

(注5) 麦・大豆等の畑作物の直接支払交付金の対象品目であって、

2 交付金の返還

正当な理由なく 1 で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

【チェックリスト】

(略)

(削る。)

(削る。)

(記載上の留意事項)

(注 1) 交付申請している対象作物名の□に✓(チェック)を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の□に✓(チェック)を付けてください。

(注 2) 畑作物の直接支払交付金(数量払)に交付申請した方で、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用直接支払

当該交付金の交付申請がなされていない品目及び飼料作物については、収量や交付申請者等が有する給餌記録、放牧の記録等を保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

(新設)

【チェックリスト】

(略)

※コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、米粉用米、加工用米及び新市場開拓用米のうち該当する品目にチェックを入れてください。

2 交付金の返還

正当な理由なく 1 で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

(新設)

交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の□に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注３）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式２）を作成して提出してください。

（注４）飼料作物について、自らの畜産経営の用に供する場合は、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録」（参考様式３）を作成・保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

（注５）麦・大豆等の畑作物の直接支払交付金の対象品目であつて、当該交付金の交付申請がなされていない品目及び飼料作物については、収量や交付申請者等有する給餌記録、放牧の記録等を保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

（注６）コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、米粉用米、加工用米及び新市場開拓用米のうち該当する品目にチェックを入れてください。

（削る。）

様式第11－2号
（略）

様式第11-2号

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

殿

認定方針作成者
農業者
住 所
氏 名
電 話

年 月 日

「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第7の2の（2）の規定に基づく加工用米等生産出荷数量及び水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組数量について、以下のとおり報告します。

記

（用途：）

農業者名等		生産出荷数量報告														水田活用の直接支払交付金に係る数量報告														
氏名又は名称	農業者コード	種類	品種	多収	当初出荷契約等数量	単収	生産面積	管理方式	販売契約における他様	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2			変更後出荷契約等数量	うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量	出荷（売渡）数量	調整理由（⑩との差が生じている理由）	WCSのロールサイズ等	稲わらの利用状況	数量の確認方法 ※7				適合品位に相当する数量	算出に用いた値の根拠				主食用米の出荷及び生産状況 ※10		
					A：作明年度が生じた場合					B：自然災害により減収	C：区分管理方式の場合	農産物検査を受検して確認							農産物検査に上らない方法で確認	なし	うち、ふるい上の数量（飼料用米のみ）	うち、ふるい下の数量（飼料用米のみ）		農産物検査をしみて受検した場合又は農産物検査によらない方法で生じた場合は「1」を記入	出荷数量	生産面積				
※1	※1	※1	※1	※1	① (玄米kg)	※1 (kg/10a)	※1 (㎡)	※1	※1	④	⑤ (㎡)	⑥ (kg)	⑦ (玄米kg)	※3 (玄米kg)	⑨ (玄米kg)	⑩ (玄米kg)	⑪ ※5	⑫ ※6				⑬ ※8 (実kg)	※9 (玄米kg)	※9 (玄米kg)			⑭ ※9 (実kg)	⑮ ※9 (玄米kg)		
計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—							—	—	—			—	—				

(※1) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙様式第3－1号の加工用米等取組計画書若しくは別紙様式第6－1号の加工用米等出荷契約数量等農業者別一覧表と整合すること。

(※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の年平均単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合の変更を行う場合にあつては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③×⑥を、Cを選択した場合は①を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合における変更後の数量を記入すること。

(※4) ⑤の変更後出荷契約等数量のうち適合品位に相当する数量を記入すること。なお、米粉用の1.7mmふるい下の数量や30kg換算を行う場合の切り捨て数量等、⑤の数量との差が生じている理由等を「調整理由」欄に記載すること。（例：ふるい下米Ckgを飼料用に販売、30kg調整によりCkgを飼料用に販売）

(※5) WCS用箱に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きさやサイズ、重量を記入する（例：直径Ccm×厚さCcm、ロール当たりCkg）。複数のサイズに取組む場合は、サイズ別に記載する。

(※6) ①畜産利用（自家利用以外）、②畜産利用（自家利用）、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。

(※7) 該当する欄に○を記入すること。

(※8) ⑩の出荷数量と同数とし、農産物検査結果通知書等の登録検査機関が発行した検査結果の写しを添付すること。
適合品位に相当すると認められるものを記載する場合にあつては、確認者による数量証明書を添付する。

(※9) ふるい上の数量については、実際に飼料用米をふるいにかけない場合は、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.7mmふるい下）を収穫量に乘じて算出すること（小観点以下の増減が生じた場合は、小観点以下切上り）。
また、ふるい下の数量については、ふるい上の数量を収穫量（適合品位に相当する数量）から控除すること。

(※10) 当年産で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載する。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用水稻の作付面積（換算値）の値を記載すること。

(注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。

(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を付けない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注3) WCS用箱、青40の箱等については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

(注4) 「販」で出荷した場合は、出荷数量に0.8を乗じて玄米換算すること。

(新設)

- 89 -

様式第11－6号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

(略)

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和7年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2～注4 (略)

【参考】水田活用の直接支払交付金の交付対象水田

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田

a

※ 協議会の水田情報（水田台帳等）で整理されている全ての交付対象水田（畑地化の面積は除きます。）の合計面積を記載してください。

様式第11－7号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

(略)

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和7年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2 コメ新市場開拓等促進事業の対象を除く面積を記入してください。

様式第11－6号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

(略)

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和6年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2～注4 (略)

(新設)

様式第11－7号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

(略)

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和6年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2 コメ新市場開拓等促進事業）の対象を除く面積を記入してください。

注 3・注 4 (略)

【参考】水田活用の直接支払交付金の交付対象水田

水田活用の直接支払交付金の
交付対象水田

a

様式第11－8号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面
積について

(略)

注 1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和 7
年産から新たに 3 年以上の契約を締結した取組を記入してくだ
さい。

注 2～注 4 (略)

様式第11－9号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面
積について

(略)

注 1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和 7
年産から新たに 3 年以上の契約を締結した取組を記入してくだ
さい。

注 2～注 4 (略)

注 3・注 4 (略)

(新設)

様式第11－8号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面
積について

(略)

注 1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和 6 年
産から新たに 3 年以上の契約を締結した取組を記入してくださ
い。

注 2～注 4 (略)

様式第11－9号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面
積について

(略)

注 1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和 6 年
産から新たに 3 年以上の契約を締結した取組を記入してくださ
い。

注 2～注 4 (略)

様式第11－10号 別紙

産地交付金の活用実績の明細

1・2 (略)

3 活用実績

(略)

※1～※3 (略)

※4 単価調整がなかった場合にも、「調整後ベース」欄を記入願います。

※5 「所要額」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。

ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式(①×④÷10)の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。

※6・※7 (略)

4・5 (略)

産地交付金の活用実績の明細

1・2 (略)

3 活用実績

(略)

※1～※3 (略)

※4 単価調整がなかった場合にも、「調整後ベース」欄を記入願います。

※5 「所要額」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積

様式第11－10号 別紙

産地交付金の活用実績の明細

1・2 (略)

3 活用実績

(略)

※1～※3 (略)

※4 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。

※5 「所要額⑤(単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様)」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。

ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式(①×④÷10)の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。

※6・※7 (略)

4・5 (略)

産地交付金の活用実績の明細

1・2 (略)

3 活用実績

(略)

※1～※3 (略)

※4 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。

※5 「所要額⑤(単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様)」

み上げと合わせてください。

ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式（①×④÷10）の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。

※6・※7 （略）

4・5 （略）

は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。

ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式（①×④÷10）の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。

※6・※7 （略）

4・5 （略）

様式第12-3号-①

年度

(小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認結果記録帳

品位等確認主体名 :
対象畑作物の種類 :

1. 品位等区分の確認結果数量 (単位: kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄 (品種)	荷造り 及び包装	量目	確認総数量	1等相当	2等相当	対象外	備考

2. 品位等区分の確認における等級相当理由別の確認結果数量
(1) 小麦 (普通小麦) (単位: kg)

等級	確認数量	容積重	整粒	水分	被害粒、異種穀粒及び異物				
					計	異種穀粒	異物		
							麦角粒	なまぐさ黒穂病粒	左記以外
2等相当									
対象外									
計									

(2) 小麦 (強力小麦) (単位: kg)

等級	確認数量	容積重	整粒	硝子率	水分	異品種粒	被害粒、異種穀粒及び異物				
							計	異種穀粒	異物		
									麦角粒	なまぐさ黒穂病粒	左記以外
2等相当											
対象外											
計											

様式第12-3号-①

年度

(小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認結果記録帳

品位等確認主体名 :
対象畑作物の種類 :

1. 品位等区分の確認結果数量 (単位: kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄 (品種)	荷造り 及び包装	量目	確認総数量	1等相当	2等相当	対象外	備考

2. 品位等区分の確認における等級相当理由別の確認結果数量 (単位: kg)

等級	確認数量	容積重	整粒不足	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2等相当								
対象外								
計								

(3) 普通小粒大麦（六条大麦）

(単位：kg)

等級	確認数量	容積重	整粒	水分	被害粒、異種穀粒及び異物				
					計	熱損粒	異種穀粒	異物	
								麦角粒	左記以外
2等相当									
対象外									
計									

(4) 普通大粒大麦（二条大麦）

(単位：kg)

等級	確認数量	容積重	整粒	水分	被害粒、異種穀粒及び異物				
					計	熱損粒	異種穀粒	異物	
								麦角粒	左記以外
2等相当									
対象外									
計									

(5) はだか麦

(単位：kg)

等級	確認数量	容積重	整粒	水分	被害粒、異種穀粒及び異物				
					計	熱損粒	異種穀粒	異物	
								麦角粒	左記以外
2等相当									
対象外									
計									

注1： 対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

注2： 2の(1)から(5)までについて、不要な表は削除する。

注3： 本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による作成及び保存を行っても差し支えない。

注4： 1の「銘柄（品種）」については、交付申請者（生産者）から申請された銘柄及び品位等確認主体が事前情報収集等により得た情報に基づき品位等区分の確認を実際に行った銘柄（生産地の属する都道府県及び銘柄）及び品種を記載する。

注1： 対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

(新設)

注2： 本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による作成及び保存を行っても差し支えない。

注3： 1の「銘柄（品種）」については、交付申請者（生産者）から申請された銘柄及び品位等確認主体が事前情報収集等により得た情報に基づき品位等区分の確認を実際に行った銘柄（生産地の属する都道府県及び銘柄）及び品種を記載する。

様式第12－3号－②

年産

(大豆用：普通大豆、特定加工用大豆)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認結果記録帳

品位等確認主体名：

対象畑作物の種類：

1. 品位等区分の確認結果数量

(単位：kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄 (品種)	荷造り 及び 包装	量目	確認総数量	1等相当 (合格相当)	2等相当	3等相当	対象外	備考

2. 品位等区分の確認に係る等級相当理由別の確認結果数量

(1) 普通大豆

(単位：kg)

等級	確認 数量	粒度	水分	被害粒、異種穀粒及び異物			
				計	著しい被害粒等	異種穀粒	異物
2等相当							
3等相当							
対象外							
計							

(2) 特定加工用大豆

(単位：kg)

等級	確認 数量	粒度	水分	被害粒、異種穀粒及び異物			
				計	著しい被害粒等	異種穀粒	異物
合格相当外							

注1：対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

注2：2の(1)及び(2)について、不要な表は削除する。

注3：本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による作成及び保存を行っても差し支えない。

注4：1の「銘柄（品種）」については、交付申請者（生産者）から申請された銘柄及び品位等確認主体が事前情報収集等により得た情報に基づき品位等区分の確認を実際に行った銘柄（生産地の属する都道府県及び銘柄）及び品種を記載する。

様式第12－3号－②

年産

(大豆用：普通大豆、特定加工用大豆)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認結果記録帳

品位等確認主体名：

対象畑作物の種類：

1. 品位等区分の確認結果数量

(単位：kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄 (品種)	荷造り 及び 包装	量目	確認総数量	1等相当 (合格相当)	2等相当	3等相当	対象外	備考

2. 品位等区分の確認に係る等級相当理由別の確認結果数量

(単位：kg)

等級	確認 数量	水分 過多	被害粒									
			計	病害粒	虫害粒	変質粒	破砕粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他
2等相当												
3等相当												
対象外												
計												

等級	未熟粒	異種穀粒	異物
2等相当			
3等相当			
対象外			
計			

注1：対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

(新設)

注2：本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による作成及び保存を行っても差し支えない。

注3：1の「銘柄（品種）」については、交付申請者（生産者）から申請された銘柄及び品位等確認主体が事前情報収集等により得た情報に基づき品位等区分の確認を実際に行った銘柄（生産地の属する都道府県及び銘柄）及び品種を記載する。

様式第12－3号－③

年産

(普通そば・普通そば(四倍体)・だったんそば用)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認結果記録帳

品位等確認主体名：

対象畑作物の種類：

1. 品位等区分の確認結果数量 (単位：kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄 (品種)	荷造り及び 包装	量目	確認総数量	1等相当	2等相当	対象外	備考

2. 品位等区分の確認に係る等級相当理由別の確認結果数量

(1) 普通そば (単位：kg)

等級	確認 数量	容積重	水分	被害粒、異種穀粒及び異物		
				計	異種穀粒	異物
2等相当						
対象外						
計						

(2) 普通そば(四倍体) (単位：kg)

等級	確認 数量	容積重	水分	被害粒、異種穀粒及び異物		
				計	異種穀粒	異物
2等相当						
対象外						
計						

(3) だったんそば (単位：kg)

等級	確認 数量	粒度	水分	被害粒、異種穀粒及び異物		
				計	異種穀粒	異物
2等相当						
対象外						
計						

様式第12－3号－③

年産

(そば・だったんそば用)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品位等区分の確認結果記録帳

品位等確認主体名：

対象畑作物の種類：

1. 品位等区分の確認結果数量 (単位：kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄 (品種)	荷造り及び 包装	量目	確認総数量	1等相当	2等相当	対象外	備考

(新設)

注1： 対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

注2： 2の(1)から(3)までについて、不要な表は削除する。

注3： 本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による作成及び保存を行っても差し支えない。

注4： 1の「銘柄（品種）」については、交付申請者（生産者）から申請された銘柄及び品位等確認主体が事前情報収集等により得た情報に基づき品位等区分の確認を実際に行った銘柄（生産地の属する都道府県及び銘柄）及び品種を記載する。

(様式第13－1号)

産地・実需協働プラン
(コメ新市場開拓等促進事業)

作成年月日
都道府県名
地域協議会名
代表者名

(略)

(様式第14－1号)

産地・実需協働プラン
(畑作物産地形成促進事業)
(略)

注1： 対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

(新設)

注2： 本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による作成及び保存を行っても差し支えない。

注3： 1の「銘柄（品種）」については、交付申請者（生産者）から申請された銘柄及び品位等確認主体が事前情報収集等により得た情報に基づき品位等区分の確認を実際に行った銘柄（生産地の属する都道府県及び銘柄）及び品種を記載する。

(様式13－1)

産地・実需協働プラン
(コメ新市場開拓等促進事業)

作成年月日
都道府県・市町村名
地域協議会・代表者名
(新設)

(略)

(様式14－1)

産地・実需協働プラン
(畑作物産地形成促進事業)
(略)

様式第14－6号別添

〇〇地域実施状況報告書（畑作物産地形成促進事業）

（略）

1 低コスト生産等の取組実績

（略）

2 事業における実施状況

(略)	配点基準の項目				(略)	
	(略)	6				
		計画 <u>(ha)</u>	実績 <u>(ha)</u>	計画達成 の有無		計画面積 に対する 未達面積 (㎡)

様式第14－6号別添

〇〇地域実施状況報告書（畑作物産地形成促進事業）

（略）

1 低コスト生産等の取組実績

（略）

2 事業における実施状況

(略)	配点基準の項目				(略)	
	(略)	6				
		計画 <u>(%)</u>	実績 <u>(%)</u>	計画達成 の有無		計画面積 に対する 未達面積 (㎡)

参考様式 1

令和 年 月 日

地域の基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書

交付申請者

住 所

氏 名

交付申請者管理コード

— — — — —

1. 対象作物（該当するものに✓（チェック）を付けてください。）

☐ 畑作物の直接支払交付金の対象作物

対象畑作物名	地域の 基準単収 ①	地域の 基準単収 の2分の1 ②＝①÷2	数量払の 交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④	交付申請者の 当年産の単収 ⑤＝③÷④	規格外数量 及び 規格外相当 数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	㎡	kg/10a	kg

※ 畑作物の直接支払交付金を申請せず、水田活用の直接支払交付金にのみ申請している場合は、「数量払の交付申請数量」は「交付対象数量」、「面積払の交付対象面積」は「作付面積」と読み替えてください。

対象作物名	実需者への出荷数量 ⑥	当初契約数量 ⑦	⑧＝⑥/⑦
☐ 新市場開拓用米	kg	kg	
☐ 加工用米	kg	kg	

対象作物名	10a当たり収量 ⑨	標準単収値 ⑩	⑪＝⑨÷⑩
☐ 飼料用米（生もみ除く）	kg/10a	kg/10a	kg/10a
☐ 米粉用米	kg/10a	kg/10a	kg/10a

対象作物名	10a当たり収量 ⑫	基準単収値 ⑬	⑭＝⑫/⑬
☐ WCS用稲	kg/10a	kg/10a	
☐ 飼料作物 （作物名： ）	kg/10a	kg/10a	

☐ その他作物（作物名： ）

以下のいずれかの理由について、項目2～5の該当する全ての項目について、✓を入れ、「6. 理由記載欄」にその理由の詳細を記載してください。

・交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由

・実需者への出荷数量（⑥）が当初契約数量（⑦）の8割（⑧）を下回った理由

・10a当たり収量（⑨）が標準単収の150kg/10aを減じた値（⑪）に満たない理由

・収量（⑫）が各都道府県農業再生協議会等が定める基準単収（⑬）の2分の1（⑭）を下回った理由

及び収量が相当程度低くなったこと

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。（「8. 添付書類」を確認してください。）

2. は種の段階における理由

☐	自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐	その他

3. 生産・収穫の段階における理由

☐	自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	その他

参考様式 1

令和 年 月 日

地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書

交付申請者

住 所

氏 名

交付申請者管理コード

— — — — —

対象畑作物名	地域の 基準単収 ①	地域の 基準単収 の2分の1 ②＝①÷2	数量払の 交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④	交付申請者の 当年度の単収 ⑤＝③÷④	規格外数量 及び 規格外相当 数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	a㎡	kg/10a	kg

交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由について、以下の1～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。

また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

1. は種の段階における理由

☐	自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐	その他

2. 生産・収穫の段階における理由

☐	自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐	その他

8. 添付書類のチェックリスト（提出は不要です。）

理由書の根拠となる証拠書類として、以下の a～d の全てを提出することが必要です。

また、a～d 以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

☐ a 地域の基準単収を大きく下回ることになった（収量が相当程度低くなった）要因を裏付ける書類

※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

① 自然災害の場合：

- ・ 農作物共済の支払書類等
- ・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真
- ・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真
- ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
- ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等

② 新たな生産技術の導入による場合：

- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類（農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等

③ 交付申請者の体調不良等の場合：

- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

☐ b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等

☐ c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

- ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

☐ d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類

- ・ 改善指導通知の写し
- ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
- ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

☐ e その他書類

※ a～d 以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

- ・ a 以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った（収量が相当程度低くなった）理由を裏付ける根拠となる書類等
- ・ 畑作物の直接支払交付金の対象作物において、農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
- ・ 農産物検査により加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査農産物検査結果通知表の写し
- ・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

(新設)

(記載上の留意事項)

注1: 本様式は、以下のいずれかの場合に作成してください。

- ・畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③のオの(ハ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積(又は営農計画書に記載した生産予定面積)で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合
- ・実施要綱Ⅳの第2の1の(3)、2の(8)の①、3の(8)の①及び4の(2)に該当する交付申請者で、実施要綱Ⅳの第2の1の(9)、2の(8)の⑦、3の(8)の⑦及び4の(8)の規定に基づき、収量が相当程度低いと判断される場合。

なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物や収量が相当程度低くなった対象作物が複数ある場合は対象作物の種類ごとに作成してください。

注2: 地域の基準単収の2分の1 (②) は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目 (⑤) は小数点第一位を四捨五入で整理してください。

注3: 交付申請数量の項目 (③) は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合には、その数量を記載してください。

(記載上の留意事項)

注1: 本様式は、畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③のオの(ハ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積(又は営農計画書に記載した生産予定面積)で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合に作成してください。

なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物が複数ある場合は対象畑作物の種類ごとに作成してください。

注2: 地域の基準単収の2分の1は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目は小数点第一位を四捨五入で整理してください。

注3: 交付申請数量の項目は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合には、その数量を記載してください。

(削る。)

削除

注4： 理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa～dのすべてを提出することが必要です。

また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類

※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

① 自然災害の場合：

- ・ 農作物共済の支払書類等
- ・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真
- ・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真
- ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
- ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等

② 新たな生産技術の導入による場合：

- ・ 前年度と当年度の生産技術等の相違を確認できる書類（農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等

③ 交付申請者の体調不良等の場合：

- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等

c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

- ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類

- ・ 改善指導通知の写し
- ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
- ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

e その他書類

※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

- ・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等
- ・ 農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
- ・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

参考様式 6

(略)

年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

交付申請者管理コード

[illegible][illegible]

(注4)なたね、てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、等級欄への記載は不要です。

- 105 -

--	--

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）の規定に基づき令和 6 年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱の規定によりなされた令和 6 年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、この通知による改正後の様式第10-1号については、令和 6 年産に係る交付申請に使用することができます。